

第 7 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成20年10月28日

(平成19年度決算)

(農林水産部・商工観光労働部)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成20年10月28日（火曜日）

午前10時4分開議

午前11時26分休憩

午前11時32分開議

午後0時2分休憩

午後1時1分開議

午後2時41分閉会

委員 早田 順一

委員 濱田 大造

委員 山口 ゆたか

委員 上田 泰弘

委員 高野 洋介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

本日の会議に付した事件

議案第27号 平成19年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第28号 平成19年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第29号 平成19年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第35号 平成19年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第38号 平成19年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第39号 平成19年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第42号 平成19年度熊本県高度技術研究開発基盤整備特別会計歳入歳出決算の認定について

説明のため出席した者

農林水産部

部長 廣田 大作

次長 瀬口 豊

次長 三島 和隆

次長 加納 義英

次長 井手 澄男

次長 堤 泰博

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 伊藤 敏明

団体支援総室長 河野 靖

団体支援総室副総室長 船越 宏樹

農林水産政策監兼

団体検査室長 加久 伸治

農業経営課長 倉永 保男

首席農林水産審議員兼

農業技術課長 藤井 正範

農産課長 麻生 秀則

園芸生産・流通課長 大田黒 慎一

畜産課長 高野 敏則

首席農林水産審議員兼

農村計画・技術管理課長 進藤 金日子

農林水産技術管理監兼

技術管理室長 山本 一登

農村整備課長 榎 純一

森林整備課長 織田 央

林業振興課長 下林 恭

森林保全課長 藤崎 岩男

出席委員（13人）

委員長 早川 英明

副委員長 井手 順雄

委員 倉重 剛

委員 氷室 雄一郎

委員 福島 和敏

委員 佐藤 雅司

委員 池田 和貴

委員 森 浩二

水産振興課長 岩 下 徹
漁港漁場整備課長 久保田 義 信
商工観光労働部

部 長 島 田 万 里
次 長 赤 星 政 徳
首席商工審議員兼
商工政策課長 宮 尾 尚
産業支援課長 前 田 正 夫
経営金融課長 藤 好 清 隆
首席企業立地審議員兼
企業立地課長 小野上 典 明
観光物産総室長 梅 本 茂
労働雇用総室長 長 野 潤 一

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 宮 田 政 道
首席会計審議員兼
会計課長 藤 本 玉 留

監査事務局職員出席者

事務局長 金 田 和 洋

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 和 彦
議事課課長補佐 菊 住 幸 枝
議事課課長補佐 堀 田 宗 作

午前10時4分開会

○早川英明委員長 それでは、ただいまから第7回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、初めに農林水産部の審査を行い、その後、午後から商工観光労働部の審査を行うこととしております。

それでは、これより農林水産部の審査を行います。

まず、農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長、総室長から順番に説明をお願いします。

なお、部長さん、そしてまた各課長さん方、着座のままで結構でございますから、よ

ろしくお願いします。

初めに、廣田農林水産部長どうぞ。

○廣田農林水産部長 それでは、平成19年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において「施策推進上改善又は検討を要するもの」として御指摘のありました事項のうち、農林水産部関係についてその後の措置状況を御報告いたします。

1点目は、「収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られ、成果も上がっているが、財源確保及び負担の公平性の観点から、滞納者・債務者の所得の把握に努め、法的手段を含めて適切な徴収対策を講じること。」でございます。

農林水産部では、農業改良資金貸付金償還金、林業・木材産業改善資金貸付金償還金、沿岸漁業改善資金貸付金償還金及び国営土地改良事業直轄負担金並びに公害防止事業費事業者負担金、漁港施設使用料で収入未済が発生しております。

このうち、まず、農業改良資金貸付金償還金につきましては、各地域振興局が農業改良資金債権回収マニュアルに基づき督促状の送付を行うとともに、農協と連携し、債務者本人との償還のための協議及び督促を実施しております。

督促を実施しても回収できない案件につきましては、早期に関係者と償還協議を実施し、分割返済や負債整理資金への借りかえによる回収のほか、連帯保証人からの分割徴収にも努めております。

次に、林業・木材産業改善資金貸付金償還金及び沿岸漁業改善資金貸付金償還金につきましては、地域振興局及び事務委託機関である県森林組合連合会、漁業協同組合等と連携して、債務者本人と個別面談を行い償還計画を策定させるとともに、分納誓約書を提出させるなどして債権回収に努めました。

次に、国営土地改良事業直轄負担金につき

ましては、債務者である土地改良区に対して納付催告を行うことに加え、土地改良区の理事に対し受益農家からの納付促進を図る手段として、滞納処分などの指導を行っております。

加えて、地域の実情に応じた営農支援活動・合同臨戸などの諸対策を土地改良区とともに実施しているところであり、今後も引き続き未収金解消に努めてまいります。

次に、公害防止事業費事業者負担金の未収金につきましては、滞納処分による債権回収という処理方針で取り組んできており、平成14年度以降毎年資産調査を実施し、可能な限り債権回収を実施しております。今後も資産調査を継続し、未収金の回収に努力してまいります。

また、牛深漁港における漁港施設使用料の未収金につきましては、訪問による督促等を定期的実施するとともに、分納誓約書に基づく納入指導等を行っております。今後とも滞納処分を視野に入れながら、引き続き未収金の回収に努力してまいります。

2点目は、「産地表示の偽装などにより、消費者の信頼が揺らいでいるので、トラフグやアサリなどの県産品出荷に際しては監視をきちんと行うなど、食の安全・安心のための施策の強化に努めること。」でございます。

食の安全・安心につきましては環境生活部で所管しておりますが、農林水産部におきましても、環境生活部や九州農政局と連携し、販売店等の監視・指導を行っており、特にトラフグを初めとする養殖魚については、県と県漁連が共同で適正養殖業者の認証を行い、食の安全確保に努めております。今後も消費者の信頼を得られるよう引き続き実施してまいります。

3点目は、「林業公社については、熊本県林業公社経営改善推進委員会の提言を踏まえ、引き続き経営改善に努めること。」でございます。

林業公社ではさまざまな経営改善に取り組んできたところでございますが、木材価格の低迷が続いている中で、依然として収支見通しは厳しいものとなっております。県では、熊本県林業公社経営改善推進委員会の中間報告の提言を踏まえ、分収割合の見直しや長伐期化の推進等の、経営改善に向けた追加的対策に取り組むよう林業公社を指導しており、林業公社において着実に取り組みが進められております。

なお、平成20年3月、同委員会から提出された熊本県林業公社の今後のあり方に関する報告書に即し、8月に林業公社の今後のあり方についての県としての方針を決定したところであり、当該方針に基づき今後とも経営改善への取り組みが着実に実行されるよう、林業公社に対し支援・指導を行ってまいります。

続きまして、農林水産部における一般会計、特別会計の平成19年度決算の概要について御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、収入済額は423億8,374万円余で、調定額に対する収入率は99.4%となっております。収入未済額は2億5,762万円余でございます。

次に、歳出決算でございます。予算現額82億4,905万円余に対しまして支出済額728億3,545万円余で、88.6%の執行率となっております。

なお、予算現額に対して支出済額が94億1,359万円余下回っておりますが、その主な理由は翌年度への繰越額75億1,702万円余などによるものでございます。

また、不用額は18億9,657万円余でございますが、一般会計における補助事業等の内減や経費節減等による執行残、農業改良資金特別会計において、貸付金枠に対し需要額が下回ったことなどによるものでございます。

以上が農林水産部関係の決算の概要でございます。

詳細につきましては各課長、総室長から説明いたしますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○早川英明委員長 引き続き、各課長、総室長の説明をお願いします。

まず最初に、伊藤農林水産政策課長。

○伊藤農林水産政策課長 農林水産政策課長の伊藤でございます。

定期監査における公表事項はございません。

それでは、お手元の決算特別委員会説明資料に沿って説明をさせていただきます。

農林水産政策課の歳入につきましては、2ページから6ページに記載をしております。

不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算現額と収入済額につきましては、差額が大きいもののみ説明をさせていただきます。

まず、4ページをお願いいたします。

中段下の、水とみどりの森づくり基金預金利子の収入済額が0円となっておりますが、平成20年度の歳入として繰り入れを行ったことによるものでございます。

また、5ページ上段の、農業研究センターにおける生産物売払収入につきまして1,098万円の増額が生じておりますが、これは生産量の増及び市場価格の変動に伴う収入増でございます。

また、6ページ中段でございますが、中段の違約金及び延滞利息のうち工事契約違約金といたしまして577万円余の増額が生じておりますが、これは菊池地域振興局における工事の契約解除に伴う違約金でございます。

次に、歳出でございますけれども、7ページから10ページに記載をしております。

不用額のうち経費節減に伴う執行残につきましては各課に共通する事項でございます

が、主に厳しい県の財政状況を踏まえ節減に取り組んだ結果でございます。

それでは、7ページをお願いいたします。

総務費の一般管理費につきましては、翌年度繰越額及び不用額ともございません。

中段の農業総務費の不用額2,452万円余がございますが、これは経費節減に伴う執行残及び人件費の執行残でございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

いずれも翌年度繰越額はございません。8ページ上段の農業研究センター費の不用額2,985万円余、同じく下段の農業研究センター費の不用額288万円余、また9ページの林業総務費の不用額790万円余、同じく中段の林業振興指導費の不用額409万円余、林業研究指導所費の不用額593万円余につきましては、それぞれ経費節減等に伴う執行残及び人件費の執行残でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

翌年度繰越額はございません。

水産研究センター費の不用額1,668万円余がございますが、経費節減に伴う執行残及び人件費の執行残でございます。

農林水産政策課の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○河野団体支援総室長 団体支援総室長の河野でございます。

団体支援総室には、本年度定期監査での指摘事項といたしまして、農業改良資金貸付金償還金の未収金、林業改善資金貸付金償還金の未収金及び沿岸漁業改善資金貸付金償還金等の未収金がございますが、これにつきましては収入未済に関する事項でございますので、歳入の説明のときに御説明をさせていただきます。

また、指導事項といたしまして、林業改善資金貸付金及び沿岸漁業改善資金貸付金に係る滞納事案ということでございますが、これ

につきましては平成18年度までに滞納者が2名及び3名でございましたために、延滞者一覧表で管理して、延滞者との面談等につきましては、復命書等によって把握をして管理をしていたというものでございます。現在は、御指摘によりまして滞納者の管理台帳を作成いたしまして、督促協議経過等も台帳に記載し、台帳によって班長以上が定期的に把握することとしているところでございます。

それでは、説明資料の11ページをお願いいたします。

まず、一般会計について御説明いたします。

最初に、歳入については11ページから13ページまででございます。

国庫支出金、繰入金、諸収入につきまして、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

12ページの下から2番目の段にございますが、県低利預託基金貸付金回収金におきまして、予算現額と収入済額との比較で400万円余の減額となっております。これは資金の需要が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

歳出につきましては、14ページから16ページまででございます。

14ページ、下から2段目の農業総務費の不用額340万円余につきましては、人件費の執行残でございます。

一番下の段の農業金融対策費の不用額1,760万円余につきましては、資金の需要が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

1段目、農業協同組合指導費の不用額180万円余につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

下から2段目の林業総務費の不用額110万円余につきましては、人件費の執行残でござ

います。

それから、一番下の段の林業振興指導費の不用額140万円余につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

上から2段目の水産業総務費の不用額100万円余につきましては、人件費の執行残でございます。

それから、次の段の水産業協同組合指導費の不用額120万円余につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

農業改良資金特別会計についてでございます。

まず、歳入でございます。

不納欠損額はありますが、上から3段目、諸収入のうち農業改良資金貸付金償還元金について4,680万円余の収入未済額がございます。これは借入者の農業経営の悪化により償還金の延滞が生じたものでありまして、本年度の定期監査においても指摘を受けているところでございます。回収に努めました結果、本年9月末現在で300万円余を収入済みでございますが、今後さらに農協など関係機関との連携を十分強化し、経営状況も把握いたしまして、早期回収に努めてまいりたいと考えております。そのほかについては不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、18ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上の段の農業改良資金助成金の不用額2億8,920万円余につきましては、農業者の資金需要が計画額を下回ったためでございますが、これは貸し付け財源として次年度に繰り越すものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

まず、歳入でございます。不納欠損額はありますが、上から5段目、諸収入のうち林業改善資金貸付金償還元金について1,500万

円余の収入未済額がございます。これは借入者の林業経営の悪化により償還金の延滞が生じたものでございまして、本年度定期監査においても指摘を受けているところでございます。回収に努めました結果、9月末現在で630万円を収入済みでございますが、今後さらに県森林組合連合会など関係機関との連携を強化して、経営状況も十分把握いたしまして早期回収に努めてまいりたいと考えております。

また、これについては、予算現額と収入済額との比較で3,320万円余の減額となっております。これは平成18年度の貸付額に対して貸し付け実績が少なかったために、償還元金が減少したものでございます。そのほかについては不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、一番下の繰越金については、予算現額と収入済額との比較で2億6,310万円余の差がございますが、これは当初繰越金を1億2,940万円余計上しておりましたけれども、収入済額として前年度決算により確定した繰越金が入ってきた結果として生じたものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上から2段目の林業改善資金助成金の不用額1億3,330万円余については、林業者の資金需要額が計画額を下回ったためでございますが、これは貸し付け財源として次年度に繰り越すものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

最後に、沿岸漁業改善資金特別会計について御説明いたします。

まず、歳入でございます。

不納欠損額はありますが、上から3段目、諸収入のうち沿岸漁業改善資金貸付金償還元金について1,060万円余の収入未済額がございます。これは借入者の漁業経営の悪化により償還金等の延滞が生じたものでございまして、本年度の定期監査においても指摘を

受けているところでございます。

このうち9月末現在で貸付金償還元金50万円余を収入済みでございますが、今後さらに漁協など関係機関との連携を強化して、経営状況も把握いたしまして早期回収に努めてまいりたいと考えております。そのほかについては不納欠損額、収入未済額はありません。

なお、この一番下の段の繰越金についてでございますが、予算現額と収入済額との比較で2億720万円余の差がありますが、これは当初繰越金を330万円余計上しておりましたが、収入済額としては前年度決算により確定した繰越金が入ってまいりますので、その結果として生じたものでございます。

それから、22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

沿岸漁業改善資金助成金の不用額4,580万円余については、漁業者の資金需要が計画額を下回ったためでございます。これは貸し付け財源として次年度に繰り越すものでございます。

団体支援総室は以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○倉永農業経営課長 農業経営課長の倉永でございます。

定期監査における公表事項はございません。

委員会説明資料の23ページをお願いいたします。

26ページまでが農業経営課関係の歳入関係分です。

内容につきましては、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

予算の現額と収入済額との比較において増減が大きいものについて御説明をいたします。

24ページをお願いいたします。

中ほどに、農業・食品産業強化対策推進交付金230万円余のマイナスとなっております。

す。これは地域への組織育成緊急支援事業の農業機械導入支援におきまして、事業主体である営農組織の計画の見直しによる執行残及び入札残に伴う国からの内示の減によるものです。

一段下の農業・食品産業強化対策整備交付金が2億6,600万円余のマイナスとなっております。これは農業構造改善の施設整備事業関係の20年度への繰り越しが1億5,600万円余あったことと、経営構造対策事業の施設整備におきまして、ハウス用資材の高騰による事業の要望減、及び事業主体であるJA等の計画変更に伴い1億900万円余の国からの内示の減によるものです。

25ページをお願いいたします。

財産収入関係ですけれども、再下段の生産物売払収入で330万円余の増額が生じております。これは県立農業大学校におきます生産物品の生産量の増収及び市場価格の変動に伴う収入の増です。

次に、歳出関係になりますが、27ページをお願いいたします。

農業総務費の不用額1,000万円余につきましては、主に地域への組織育成緊急支援事業のうち、水田系所得安定対策を機に設立をされました地域への組織の活動支援につきまして、設立間もない組織等でまだまだ事業の活用が見込みよりも少なくなったことによる経費節減等によるものです。

28ページをお願いいたします。

農業改良普及費の不用額700万円余、これにつきましては、そこにいろいろな事業がありますけれども、額に若干差はありますが、それぞれの事業における経費節減によるものです。

次の、農業構造改善事業費ですが、20年度への繰り越しが1億5,900万円余あります。繰り越しの内訳ですけれども、別途委員会附属資料の1ページをお願いいたします。

繰越事業とその繰り越しの理由を記載して

おります。経営構造対策事業で、複合経営促進施設、これはいわゆるギースハウスですけれども、これの2地区分です。一応8月末で事業を完了しております。

委員会資料の28ページに戻っていただきたいと思っております。

農業構造改善事業費の不用額が1億1,100万円余ありますけれども、これは経営構造対策事業の施設整備費におきまして、ハウス用資材の高騰による事業の要望の減、及び事業主体であるJA等の計画変更に伴いまして、国からの内示額が予算額を下回ったことと入札残によるものです。

29ページをお願いいたします。

農業指導施設費は、県立農業大学校関係の経費ですけれども、700万円余の不用額となっております。これは経費の節減と人件費の執行残によるものです。

下段の農地調整費の不用額130万円余は、経費節減によるものです。

最下段の諸支出金の操出金ですが、新規就労支援資金貸し付けのために、農業改良資金特別会計へ一般会計から繰り出したものです。

30ページをお願いいたします。30ページと31ページは特別会計です。

農業改良資金特別会計ですけれども、内容としましては、新規就労に必要な資金を無利子で貸し付けをしまして就農促進を図るというねらいの特別会計分です。

歳入のほうですけれども、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

31ページをお願いいたします。

特別会計の歳出ですけれども、JAと後継者育成基金に対しまして、就農支援資金の貸付金の原資として2億600万円余を支出いたしました。不用額が1億4,400万円余出ておりますが、資金の借入れが計画額を下回ったことによるものです。

以上、農業経営課分です。どうぞよろしく

お願いいたします。

○藤井農業技術課長 農業技術課の藤井でございます。

まず、定期監査の公表事項はございません。

それでは、説明資料の32ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

使用料及び手数料、それから下段の国庫支出金でございますが、ともに不納欠損額、収入未済額もございません。

33ページをお願いいたします。

上段の財産収入と下段の諸収入ですが、いずれも不納欠損額、収入未済額もございません。

34ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、上段の総務費の一般管理費でございますが、繰り越し、不用額もございません。

次に、その下段の農林水産業費でございますが、まず農業総務費で63万2,000円の不用額がございますが、これは経費節減に伴う執行残でございます。

それから、農業改良普及費で3,563万1,000円の不用額がございますが、これは職員給与費のうち時間外手当1,609万4,000円の執行残のほか、経費節減に伴う執行残でございます。

それから、農業振興費で25万7,000円の不用額がございますが、これは経費節減に伴う執行残でございます。

35ページをお願いいたします。

上段の農作物対策費472万5,000円、それから下段の植物防疫費73万4,000円の不用額は、いずれも経費節減に伴う執行残でございます。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどをよろしく申し上げます。

○麻生農産課長 農産課の麻生でございます。

農産課は、定期監査における公表事項はございません。

それでは、資料36ページをお願いいたします。

まず、収入について御説明申し上げます。

使用料及び手数料についてでございますが、不納欠損額はございません。収入未済額もございません。予算現額と収入済額との比較が66万9,000円の減になっておりますのは、畳表価格検査枚数見込みが予定よりも少なかったことで、手数料が減ったことによるものでございます。

次に、国庫支出金でございますけれども、同じく不納欠損額はございません。それから収入未済額もございません。予算現額と収入済額との比較において4,050万6,000円の減になっております主な理由は、事業費の減少によるものでございます。

次に、諸収入ですが、不納欠損額、収入未済額はそれぞれございません。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

37ページの総務費でございますが、繰越額、不用額ともございません。

農林水産事業費ですが、農業総務費におきまして不用額61万4,000円が出ておりますが、これは人件費等による執行残でございます。

次に、農作物対策費における不用額5,697万6,000円が出ておりますが、これは主に米麦等品質改善対策事業費285万8,000円、それから畑作振興対策費463万8,000円、それから業振興対策費687万7,000円、それから生産総合事業費4,100万4,000円でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○大田黒園芸生産・流通課長 園芸生産・流

通課の大田黒でございます。

園芸生産・流通課は、定期監査における公表事項はございません。

資料の38ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

諸収入ですが、いずれも不納欠損額、収入未済額ともございません。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

資料39ページの上段の総務費でございますが、繰越額、不用額ともございません。

次に、農林水産業費ですが、中段、農業総務費における不用額527万6,000円は、人件費の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、下段の農業振興費の不用額26万5,000円は、経費節減によるものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

農作物対策費における不用額3,155万5,000円でございますが、主な内訳は、野菜振興対策費の2,065万2,000円、花き振興対策費の33万6,000円、それから果樹振興対策費の1,056万5,000円でございます。国庫事業への振りかえですとか入札に伴う執行残、経費節減に伴う執行残でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○高野畜産課長 畜産課長の高野でございます。

定期監査における指摘事項、公表事項はございません。

資料の41ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、一番左のほうの使用料及び手数料でございますけれども、不納欠損額、収入未済額はございません。

42ページをお願いいたします。

先ほどの中の予算現額と収入済額の比較でございますけれども、家畜伝染病検査手数

料、これが111万余の予算に比べて減額になっておりますけれども、これは結核とかヨウネあたりの検査頭数、こちらが減少しているものでございます。

続きまして、42ページの中段の国庫支出金でございますけれども、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、43ページでございますが、財産収入、諸収入でございますけれども、不納欠損額、収入未済額についてはございません。特に、この予算現額と収入未済額の中で、財産収入の43ページの下段のほうに書いておりますけれども、予算に比べますと、家畜凍結精液、これの売り払いが減少しているわけでございますけれども、特に赤牛の繁殖牛の頭数の減少、そういったもので、精液の販売本数が減少しているものでございます。

続きまして、諸収入でございますけれども、こちらについても不納欠損額、収入未済額はございません。

この中で、45ページの一番下段のところには雑入の部分で、予算現額と収入済額が増額しておりますけれども、この雑入の部分は、肉豚生産者補給金制度、これは養豚農家の価格安定制度でございますけれども、これは3年間積み立てたものを、発動がなければそれを取り崩して返すというようなシステムになっておりまして、今回6,100万ぐらいの積立金が返済されたところでございます。

続きまして、46ページ歳出でございます。

まず、総務費についてでございますけれども、繰越額、不用額ともございません。

続きまして、農林水産業の畜産総務費でございますけれども、不用額が150万余出ておりますけれども、こちらの分については職員給与費の執行残及び経費節減に伴うものでございます。

続きまして、畜産振興費でございますけれども、1,200万余の不用が出ておりますけれども、こちらの部分につきましても経費節減

及び事業の減少によるものでございます。

続きまして、47ページの家畜保健衛生費の部分でございますけれども、不用額が830万余出ておりますが、こちらも経費の節減、事業量の減少によるものでございます。

また、下の広域農業開発、草地開発事業でございますけれども、不用額につきましては執行残によるものでございます。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課の進藤でございます。

まず、定期監査におきまして、公表事項として報告された事項を説明いたします。

その内容は、「国営土地改良事業直轄負担金の未収金について、土地改良区役員への指導強化など努力されているが、土地改良区によっては、未収金回収の十分な取り組みがなされていない。特に大口滞納者に対する滞納処分の実施など土地改良区への指導を強化し、引き続きその解消に努めること。」という指摘を受けたものでございます。

詳細につきましては、委員会説明資料歳入に関する調べの中で説明いたします。

説明資料の48ページをお開き願います。

まず、分担金及び負担金の国営土地改良事業費負担金でございます。これにつきましては、収入未済額が9,746万4,000円でございます。この収入未済額について解消に努めることが、先ほど申し上げました定期監査の公表事項でございます。

この未済額は右側の備考欄に記載しておりますとおり、国営土地改良事業で整備された横島干拓地区、矢部開拓パイロット地区及び羊角湾地区、それぞれの土地改良区におきます受益者負担金でございます。農産物価格の低迷など農業情勢が非常に厳しくなっていることもあり、地域農家から各土地改良区への負担金の納入が滞ったため収入未済が生じた

ものでございます。

収入未済額につきましては、平成14年度には1億996万2,000円まで増加しておりましたが、昨年度決算時には、ピーク時と比較して約1,250万円ほど減少している状況でございます。冒頭に部長から説明がありましたように、今後も粘り強く債務者であります土地改良区に、定期的な納付催告を行うことが重要と考えております。

加えまして、土地改良法に基づく指導の一環として、土地改良区の役員が——理事でございますが、この理事に対しまして農家の特に大口滞納者に対する滞納処分の実施等の納付促進の手法を指導してまいりたいというふうに考えております。

さらに、関係市町村等と連携しながら、地域の実情に応じた営農支援活動の推進、県職員と土地改良区役員との合同臨戸徴収、土地改良区が作成した未収金解消計画の検討などさまざまな支援を行いながら、収入未済の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、48ページ、上から4段目の使用料及び手数料、上から5段目から49ページにかけての国庫支出金、50ページの諸収入でございますが、いずれにおきましても不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、51ページの歳出に関する調べについて説明いたします。

総務費の一般管理費につきましては、翌年度繰越額、不用額ともございません。

次に、農林水産業費の農地総務費でございますが、これは主に職員給与費でございます。不用額の168万円は人件費の執行残でございます。

次に、下段の土地改良費でございます。備考欄の事業の概要として、国営土地改良事業直轄負担金から次の52ページの農業用水水源地域保全対策事業費まで17項目ございますが、不用額の691万9,000円につきましては、入札残及び執行残でございます。

繰越額の616万3,000円につきましては、CALS/EC事業の農業土木分でございますが、林業費の分とあわせて後ほど説明させていただきます。

次に、52ページの上から2段目の農地防災事業費でございます。これは玉名横島地区で実施しております国営の直轄海岸保全事業費の県負担金でございます。繰越額はございません。

次に、下段の林業費の林業総務費でございます。これは農村計画・技術管理課の技術管理室におきます林務水産技術関係職員の人件費、及びCALS/EC事業に要する経費でございます。不用額172万3,000円につきましては、入札残及び人件費の執行残でございます。繰越額の552万6,000円につきましては、CALS/EC事業費の林務水産分でございます。

恐縮でございますが、附属資料の2ページをお開き願いたいと思います。

繰越事業とその繰越理由を記載しております。農業土木分及び林務水産分のCALS/EC事業2件でございます。これは電子納品保管管理・情報交換共有システムと工事進行管理システムとの間の連携に係る調整に、不測の時間を要したということがございまして繰り越したものでございます。現在、これにつきましては進捗率は約65%でございまして、今年度中には完了する予定でございます。

農村計画・技術管理課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○榎農村整備課長 農村整備課の榎でございます。

まず、定期監査におきます公表事項はございません。

それでは、説明資料の53ページをお願いいたします。

歳入について御説明をいたします。

分担金及び負担金でございます。

事業実施に伴う地元負担金等でございます。不納欠損額、収入未済額ともございません。なお、分担金と負担金で予算現額と収入済額との間に増減が生じておりますけれども、これは主に予算計上後に市町村の負担金と土地改良区等の分担金の間で異動があったことによるものでございます。

次に、55ページの最下段から56ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございます。

これは海岸保全区域占用料及び土地改良財産使用料等の収入でございます。不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、国庫支出金でございますけれども、56ページから60ページになります。

これは土地改良事業等に対する国庫補助金及び災害復旧に対する国庫分担金の収入でございます。不納欠損額、収入未済額ともございません。

57ページの農地費国庫補助金で、予算現額と収入済額との比較で8億7,046万9,000円の差が生じておりますけれども、主に繰り越しによる減でございます。

59ページをお願いいたします。

59ページの災害復旧事業費国庫補助金でございます。予算現額と収入済額の比較で14億2,854万1,000円の差が生じておりますけれども、国からの内示減及び繰り越しによる減でございます。

次に、60ページをお願いいたします。

財産収入をここに掲げてございます。不納欠損額、収入未済額もございません。予算現額と収入済額との差額につきましては、基金の運用に伴います預金利息が、利率の変動により当初見込みを下回ったために生じたものや、それから予定しておりました土地改良区の不動産の売却が年度内にできなかったため生じたものでございます。

次に、繰入金でございます。不納欠損額、収入未済額ともございません。

61ページをお願いいたします。

繰越金でございますけれども、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、諸収入でございますけれども、不納欠損額、収入未済額ともございません。予算現額と収入済額との差額につきましては、主なものとしては62ページの一番最後でございますけれども、開発指定事業高率補助精算金の平成19年度分の交付割合の変更があったものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

63ページをお願いいたします。

まず、総務費の一般管理費でございますけれども、不用額はございません。

次に、農業費の農業総務費でございますが、山村振興対策関係事業等に要した経費でございます。不用額の562万8,000円につきましては、中山間地域と直接支払基金事業におきまして運用益が見込みを下回ったことによる残、人件費の執行残等でございます。

次に、農地総務費でございますけれども、職員給与費及び地積調査費等に要した経費でございます。不用額の1,647万1,000円につきましては人件費の執行残でございます。

次に、64ページをお願いいたします。

土地改良費でございますけれども、県営及び団体営圃場整備等の各種土地改良事業に要しました経費でございます。翌年度繰り越しが生じておりますけれども、繰越事業につきましては後ほど別添で説明させていただきます。不用額6,806万9,000円につきましては、入札に伴う執行残、電柱移転工事並びに文化財調査の事業費負担減に伴う執行残、用地買収難航に伴う執行残等でございます。

次に、65ページの農地防災事業費でございますけれども、農地防災関連事業に要した経費でございます。翌年度繰越額が生じており

ますが、繰越事業につきましては後ほど説明させていただきます。不用額1,301万5,000円につきましては、入札に伴う執行残でございます。

下段の農地災害復旧費でございますけれども、翌年度繰越額につきましては後ほど説明させていただきます。不用額4億6,841万円につきましては、国からの内示額が予算額を下回ったことにより生じたものでございます。

次に、先ほど説明しました別冊の決算特別委員会附属資料をお願いいたします。繰り越し等について御説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

繰越事業につきましては、3ページから10ページまでが農村整備課分でございます。各種の繰り越しをしておりますけれども、10ページをお願いいたします。

ここに総括として合計で691地区、繰越額31億7,750万7,000円でございます。この691地区のうちに災害の部分が639地区含まれております。

繰越理由につきましては、主な理由といたしまして、工法の検討及び用地買収並びに地元調整等に不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものでございます。この繰越額につきましては、昨年度から比べますと10億円程度の減になっておりますけれども、一層計画的な執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、9月末現在で691地区のうち432地区が完了しております、残りの259地区についても年度内完了の予定でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

取得用地の未登記一覧表を掲載しております。表の中ほどにあります登記残筆数は、平成16年度末の277件から平成19年度末の162件と減少しております。今後とも未登記の解消に向けて努力してまいりたいと考えております。

農村整備課は以上のとおりでございます。
よろしく御審議のほどお願いいたします。

○織田森林整備課長 森林整備課の織田でございます。

初めに、定期監査におきます公表事項でございますけれども、林業公社の関係で公表事項がございます。

具体的に申し上げますと、「林業公社の経営改善については、これまでも各種対策に取り組まれてきたところであるが、今後の経営改善に当たっては、熊本県林業公社の今後のあり方に関する報告書にもあるとおり、分収林契約に係る分収割合の見直しが大きなウェートを占めている。分収林契約見直しの体制を整備し、林業公社の経営改善に強力に取り組むこと。」という内容でございます。

これにつきまして少し説明をさせていただきますが、冒頭の部長の説明にもありましたとおり、林業公社につきましては木材価格の低迷等によりまして収支の見通しが厳しいということで、平成17年に熊本県林業公社経営改善推進委員会という外部の有識者による委員会を設置し、一層の経営改善方策、それから今後の公社のあり方等について御検討いただき、本年3月に最終の報告書をいただいたところでございます。その報告書の中で、今後の追加的な経営改善策の一つとして、分収割合の見直しというものが掲げられております。

林業公社によります森林整備につきましては、土地所有者との間で締結した契約に基づきまして、公社が費用を負担をして造林・保育管理等を行いまして、伐採時に販売収入を土地所有者と分け合ういわゆる分収方式により実施しております。そして、この分収割合につきましては、林業公社が6、土地所有者が4ということを基準としてこれまで進めてきたところでございます。

経営改善推進委員会による報告書では、こ

の6対4というものを、土地所有者の理解と協力を得て、私有林の場合には7対3に、市町村有林や財産区有林等のいわゆる公有林の場合には8対2に見直すことが提言されております。今回の定期監査におきまして、この分収割合の見直しについて強力に取り組みを指摘されたものでございます。

次に、この公表事項に対する措置状況でございますけれども、既に県の指導のもと林業公社におきまして、公有林に係る分収割合の見直しの取り組みが進められておりまして、13市町村、13財産区に対して要請を行い契約の変更を行ってきておりまして、本年9月末現在で残りが、契約変更を行っていないまだ残りが2市、5財産区という状況となっております。

それから、私有林に係る分収割合の変更を行うためには、林業公社の経営の状況ですとか、これまでの経営改善の努力、県の支援の状況、さらには今後の経営改善の必要性等について、個人の土地所有者に御理解をいただくことが不可欠でありますので、県におきまして、土地所有者に対しましてアンケート調査を実施したり、あるいは直接出向いて説明したり、先ほどの経営改善推進委員会の報告書の送付等を行ってきているところでございます。

さらに、今般、県、林業公社、関係市町村、森林組合等によります協議会が設置されたところでございまして、今後この枠組みを使って個人の土地所有者の理解の醸成等、いわゆる分収割合の見直しに向けた取り組みを、関係機関が連携しながら進めていくこととしております。

公表関係は以上でございます。

それから、平成19年度の決算関係を御説明いたします。

説明資料の66ページをお願いいたします。

まず、歳入の関係でございます。

森林整備課関係の歳入につきましては、不

納欠損額、収入未済額はございません。主に、予算現額と収入済額との差の大きい部分について御説明をいたします。

まず、66ページの中段にございます国庫支出金につきまして、予算現額と収入済額の比較の部分が1億8,700万円余の減となっております。これはそのページの下から2段目の欄にございます、造林事業費補助に係る国庫補助金収入が事業の明許繰越により減少したことによるものでございます。

続きまして、67ページの中段の財産収入でございますけれども、2,600万円余の増となっております。これにつきましては、主に次のページの68ページの上から3段目にございます県有林売払収入、これが売り払い箇所の追加等によりまして増加したことによるものでございます。

続きまして、68ページの中段の繰入金でございます。2,500万円余の減となっております。これはこのすぐ下に書いております森林整備地域活動支援交付金基金繰入金、これが事業量が見込みより少なかったために減少したことによるものでございます。

なお、この森林整備地域活動支援交付金事業につきましては、干ばつ等の森林作業の前段で必要となります作業区域を明確化したり、あるいは作業道の補修をしたりということを支援する事業でございまして、国費を積み立てたこの基金からの繰入金と県の一般財源より実施しているものでございます。

次に、68ページの下から2段目の諸収入でございますけれども、1,000万円余の増となっておりますが、これは次の69ページの中段あたりの損害弁償金、それから同じページの下から2段目の雑入、これは県有林に係る保険金の返還金でございますけれども、これらが見込みより増加したことが主な要因でございます。

続きまして、歳出関係でございます。

70ページをお願いいたします。

70ページの真ん中辺に書いております林業総務費でございますけれども、6,700万円余の不用額を計上しております。これは備考欄の事業名が並んでおりますけれども、7の2つ目の括弧にあります、先ほど申し上げました森林整備地域活動支援交付金事業、これが先ほど申し上げたとおり、事業量が見込みより少なかったこと、それから8の水とみどりの森づくり事業費につきまして、現地の実態等により整備面積が減少したこと等によるものでございます。

続きまして、71ページの林業振興指導費でございますけれども、3,100万円余の不用額を計上しております。これは備考欄の4の全国育樹祭開催事業費、これにつきましては、育樹祭の参加者数が予定より若干少なくなったということ、さらには企業等からの協賛金が予定より多く集まったことなどによりまして、この育樹祭開催事業費が少なくなったことによるものでございます。

その下の、森林病虫害駆除費でございまして、これにつきましてはマツクイムシ被害対策量が予算上の想定よりも少なかったこと等による執行残といたしまして、290万余の不用額となっております。

次に、72ページでございますけれども、一番上の造林事業費におきまして、翌年度繰越額として2億5,000万円を計上しております。これにつきましては備考欄の1の最初の括弧にあります森林環境保全整備事業において計上したところでございますけれども、後ほど御説明をさせていただきます。

次に、同じページの一番下の段の県有林費でございまして、600万円余の不用額を計上しております。これにつきましては備考欄の4の県有林造成事業費における入札残と旅費等の経費節減によるものでございます。

次に、73ページの林務施設災害復旧費でございまして、これは集中豪雨等によりまして

被災した作業道を復旧するためのいわゆる待ち受け予算でございまして、19年度につきましては結果として400万円余の不用額を計上してございます。

続きまして、繰り越し関係でございます。決算特別委員会附属資料の11ページをごらんいただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、森林環境保全整備事業費におきまして2億5,000万円の繰り越しでございました。これにつきましては、梅雨前線豪雨等によりまして、作業道が被災した地域におきまして、造林・間伐等の作業が年度後半に集中いたしまして、労務不足となったことにより、どうしてもできなくなった事業分を繰り越したものでございます。現在の進捗率は90%程度となっております。年内にはおおむね完了する予定でございます。

森林整備課関係は以上でございます。よろしく申し上げます。

○下林林業振興課長 林業振興課の下林です。よろしく申し上げます。

まず、定期監査での公表事項はございません。

それでは、説明資料の74ページをお願いいたします。

まず、林業振興課、一般会計の歳入でございしますが、いずれの科目におきましても、不納欠損額、収入未済額はございません。

中段の国庫支出金ですが、予算現額と収入済額の差額11億1,886万円余が出ております。これは19年度事業を20年度に繰り越しをしたものなどでございます。

まず、林業費国庫補助金で7億7,050万円余となっておりますが、これは道整備交付金で2億6,572万円余、林道事業費補助で4億9,580万円余、75ページになりますが、林道地域総合整備事業費補助で897万円余の繰り越したものでございます。

また、災害復旧費国庫補助金で、予算額と収入済額の差額が3億4,836万円余となっておりますが、これは19年度梅雨前線豪雨災害により、主として美里町での現年災害復旧費用を20年度に繰り越したものの、及び国の内示減によるものでございます。

76ページをお願いいたします。

繰入金的林業担い手育成基金繰入金ですが、予算現額と収入済額の差額331万円余は、林業担い手対策の事業費減に伴い、同基金の取り崩し額を減少したものでございます。

次に、諸収入で、予算現額と収入済額の差額452万円余ですが、これは過去に林業構造改善事業として整備しました施設の処分による返納、及び水上村が実施した林道事業事務費の返納額の確定に伴う減、加えまして緑資源機構の廃止に伴い、県が加入していた緑資源特定森林圏整備推進連盟が解散したことによる余剰金の経費でございます。

続きまして、77ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

農林水産業費の林業費で4,392万円余の不用額となっております。内訳ですが、林業総務費で208万円余の不用額は人件費の執行残でございます。

次の、林業振興指導費では、不用額2,520万円余となっております。これは備考欄の1から78ページの9までの事業でございしますが、事業量の減、また経費節減等による執行残でございます。

次の林道費でございます。14億4,755万円余を繰り越しております。不用額——繰り越しについては後ほど御説明を申し上げます。不用額2,131万円余につきましては、備考欄の1から6までの事業における入札残、及び事業量の減による執行残でございます。

最下段の林道災害復旧費では3億3,853万円余の繰り越しでございます。これも後ほど

御説明いたします。また、不用額が1,000万円となっておりますが、これは国の内示減によるものでございます。

続きまして、附属資料の12ページをお願いいたします。

繰越事業調べでございます。

まず、明許繰越について御説明を申し上げます。

平成19年度事業を20年度に繰り越したものでございまして、県営林道事業では、12ページの南関町の東部小岱山線2工区から、13ページの天草市の下天草東部線4工区までの18カ所、8億3,095万円余を繰り越しております。

理由としましては、用地交渉に時間を要したこと、工法検討に不測の日数を要したこと、対応等の調整に時間を要したこと等ございまして、そのうち現在11カ所が既に完了し、残り7カ所も年度内の完成予定でございます。

14ページをお願いいたします。

市町村営林道開設事業につきましては、五木村の八重線1カ所を5,672万円余を繰り越しておりますが、年内には完了の予定でございます。

次に、市町村が実施しますフォレスト・コミュニティ総合整備事業で、八代市の破木寺前瀬線1カ所、1,216万円余の繰り越しでしたが、既に完了しております。

14ページから15ページにかけましてのふるさと林道緊急整備事業では、美里町の中央砥用線1工区から五木村の相良五木までの6カ所、4億2,540万円を繰り越しております。理由としましては、用地交渉や関係機関との協議に不測の日数を要したことや、資材搬入路の被災による施工中断等によるものでございます。3カ所は既に完了しまして、残りの3カ所は年度内の完成の予定でございます。

続きまして、現年林道災害復旧事業ですが、15ページから21ページまで、美里町を中

心に激甚な被害をもたらしました19年度梅雨前線豪雨災害により、資材搬入路が激甚な災害を受けて施工中断したことや、他事業との調整に日数を要したこと等により、56カ所3億3,853万円を繰り越しております。45カ所が既に完了しまして、残り11カ所は年内に完了の予定でございます。

以上が明許繰越分でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

事故繰越分でございます。まことに申しわけありませんが、この事故繰越の欄の予算額の右横「18年度執行額」、そしてその次の「19年度への繰越額」、これは18年度が19年度、19年度が20年度に訂正をお願いいたします。まことに申しわけございません。

ふるさと林道緊急整備事業におきまして、美里町の中央砥用線の5工区、6工区、7工区の3カ所、1億2,230万円余を事故繰越として繰り越すことになったものでございます。繰越理由欄のとおり、5工区におきまして施工完了直前の本年3月8日に、現場で死亡事故が発生したことにより工事を中止せざるを得なかったものでございます。

6工区、7工区につきましては、梅雨前線豪雨災害によりまして、資材搬入路となる町道が激甚な被害をこうむったことにより、やむなく事故繰越となったものでございます。5工区は既に完了し、残り2工区も年度内完了の予定でございます。

林業振興課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○藤崎森林保全課長 森林保全課の藤崎です。よろしくお願ひします。

定期監査での公表事項等はございません。

それでは、説明資料の79ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べですが、国庫支出金の不納欠損額、収入未済額はございませ

ん。予算現額と収入済額との比較で10億1,400万円余の減となっておりますが、これは主に事業を繰り越したことによるものです。

事業費目ごとでは、上から4段目、林業費国庫補助金のうち治山事業費補助で5億8,700万円余、次の緊急治山事業費補助で2億8,800万円余、そして最下段の災害復旧費国庫補助の過年治山災害復旧費補助で180万円余、80ページになりますが、最上段の現年治山災害復旧費補助で1億3,600万円余の減が繰り越し等によって生じております。

次に、諸収入ですが、81ページをお願いします。

上段、上から2段目の、工事契約違約金の予算現額と収入済額との比較において550万円余の収入増となっておりますが、これは請負業者の倒産に伴う保証会社による保証であります。

また、次の行の収入未済額8万8,000円は、この契約解除に係る余剰金利息であり、倒産した請負業者の破産管財人がただいま配当計算中のため収入未済となっております。

続きまして、82ページをお願いします。

歳出に関する調べですが、まず総務費で、翌年度繰越額、不用額はございません。

次の農林水産事業費ですが、翌年度繰越額15億6,400万円余、不用額1,600万円余が生じております。

主なものとしましては、最下段の治山費での繰越額、不用額であります。繰り越しにつきましては後ほど御説明申し上げます。不用額は事業費の減少、入札残、及び経費節減に伴う執行残であります。

83ページをお願いします。

災害復旧費でも、翌年度繰越額は1億9,200万円余、不用額2,200万円余が生じており、繰り越しにつきましては後ほど御説明申し上げますが、不用額は事業量の減少による執行残であります。

続きまして、附属資料の23ページをお願い

します。

繰り越しに関します説明ですが、すべて明許繰越であります。

治山事業では、最上段の美里町の川越清水川から26ページの球磨村の渡鳥帽子ヶ迫まで32地区、8億8,000万円余を繰り越しております。

主な繰り越し理由は、豪雨により資材搬入路が通行できなくなったことや、事業対象の山腹が再崩壊し、その対応に不測の日数を要したことなどで、現在25地区が完了し、残り7地区も年度内完了の予定です。

次に、最下段、治山激甚災害対策特別緊急事業ですが、多良木町槻木鶴のサエから27ページの多良木町槻木永原谷まで5地区、1億9,100万円余を繰り越しております。繰越理由としましては、豪雨により計画箇所の変更に変化が生じたり、山腹が再崩壊したためその対応に、また森林所有者との立木補償交渉等に不測の日数を要したためであります。既に4地区が完了し、残り1地区も年度内完了の予定です。

中段より下の地域防災（離島）治山事業では、天草市御所浦町の2地区、4,800万円余を繰り越しておりますが、これらは地権者からの要望に対応し、対策工法の再検討や所有界の確定に不測の日数を要したものであり、1地区は既に完了し、残り1地区も年度内完了の予定です。

次に、最下段の緊急治山事業ですが、美里町坂貫大平から28ページの山都町目丸南まで9地区、4億3,200万円余を繰り越しておりますが、豪雨により資材搬入路が通行困難になったこと、他所管工事に係る調整に不測の日数を要したことなどが理由となっております。既に3カ所は完了しまして、残りの6地区についても年度内完了の予定です。

次に、最下段の現年治山施設災害復旧事業では、八代市泉町仁田尾から29ページの八代市坂本町鮎埴班埴まで4地区、1億9,200万

円余を繰り越しておりますが、これらは施行地下流の河川管理者との協議や、地元の方々からの要望に対する調整などに不測の日数を要したことによるものであり、既に3地区は完了し、残り1地区も年度内完了の予定です。

最後に、単県治山事業ですが、八代市泉町柿迫保口と山都町緑川毛魔洞の2地区で1,230万円余を繰り越しております。これは地元の方々との交渉及び他所管工事に係る調整に不測の日数を要したためでありまして、既に2地区とも完了しております。

以上、森林保全課としましては、54地区で総額17億5,600万円余を繰り越しております。

御審議のほどをよろしく申し上げます。

○岩下水産振興課長 水産振興課の岩下でございます。

まず、定期監査におきます公表事項についてはございません。

それでは、説明資料の84ページをお開き願います。

一般会計の歳入について御説明いたします。

84ページから86ページに記載しております。いずれの費目におきましても、不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、86ページの諸収入の市町村精算返納金でございますが、394万余の減を計上いたしております。これは天草漁協のアワビ種苗生産施設の財産処分に伴います補助金の返納でございますが、国の財産処分の承認時期が平成20年度にずれ込んだことによるものでございます。

続きまして、一般会計の歳出について御説明いたします。

87ページをお開き願います。

87ページから88ページに記載しております。不用額はいずれの費目におきましても、

人件費の執行残あるいは経費節減による執行残でございます。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○久保田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

定期監査の結果の公表事項ということで、未収金関係がございます。

具体的には、「公害防止事業費事業者負担金の未収金及び漁港施設使用料の未収金について、引き続きその解消に努めること。」となっております。

それでは、資料に基づき説明をいたします。

説明資料の89ページをお願いいたします。

公害防止事業費事業者負担金の未収金について御説明をいたします。

水俣市の丸島漁港におきまして、水銀を含んだ汚泥が大量に堆積していることがわかり、県は昭和62年に丸島漁港を公害防止事業により排除いたしております。その中で、汚染原因の一つでございます合資会社水俣化学工業所が負担すべき金額でございますが、9,070万2,000円のうち8,355万7,000円が未納となっているものでございます。

この水俣化学工業所は、平成5年から平成7年にかけて90万円を納付しておりますけれども、平成9年に会社が解散しております。このため県は無限責任を有する代表社員に対しまして支払いの請求を続けてまいりましたが、拒否をされているというものでございます。

その後、県は債務者に対しまして自主納付を促してきましたけれども進展が見られない、そのために平成14年の3月に滞納処分を執行しております。そうしまして、差し押さえた預金から債権の一部を回収ということにいたしております。

さらに、平成18年3月にも債権者の老齢厚

生年金の受給権を差し押さえ、未収金に充当しているという状況でございます。ただ、資産が非常に少なく、差し押さえ取り立てることができましたのは、平成19年末までに預金にいたしまして523万1,000円、老齢厚生年金で101万4,000円ということで、いずれも調定額を満たすまでには至っておりません。

今後の対策につきましては、差し押さえました老齢厚生年金につきましては、今後も回収した分を未収金に充当していくことにいたしております。また、引き続き債務者の資産調査を実施いたしまして、可能な限り債権回収に努力したいと考えております。

次に、90ページをお開きいただきます。

漁港施設使用料の未収金でございます。これは牛深漁港におきます漁港浄化施設の使用料に関するものでございます。

経緯について御説明いたします。

県では、平成7年に水産物の加工に伴う海域の水質汚濁防止を図るという目的で、天草市後浜に浄化施設を建設いたしました。ところが、漁獲高の減少、それから加工用原料の高騰によりまして、対象となる水産加工業者の経営状況が悪化しております。そのため滞納に至ったものということでございます。

県では、設置した目的から、施設利用については継続をして許可を行いつつ、滞納解消に向けた支払い方法の協議など粘り強い督促が必要であると判断しておりまして、引き続き未収金の解消に努めてまいります。

なお、未収金額は昨年度末に比べまして202万8,000円減少いたしまして、本年度におきましても督促などにより回収を進めているところでございます。

それから、歳出に関する調べで繰り越しがございます。附属資料の30ページから32ページに記載をいたしております。

32ページの最下段をごらんいただきたいと思っております。

平成19年度から20年度へかけまして、3億7,563万8,000円を繰り越しております。繰り越しの箇所数は13カ所でございます。繰り越し理由といたしましては、地元漁業者それから関係機関との協議調整に日数を要したもの、あるいは資材の入手困難によるもの、あるいは用地交渉に日数を要したもの、あるいは工法検討に日数を要したものでございますけれども、資料では5カ所が未完成となっております。年度内にはすべてを完了いたすつもりでございます。

以上で、漁港漁場整備課の説明は終わります。

○早川英明委員長 大変時間がかかりまして、以上で説明が終わりましたが、午前中はあと35分ぐらいしかございませんが、5分間休みますか。

そしたら、5分間休憩をして、30分程度でございます。

それでは、執行部の皆さん方も休憩をしてください。

午前11時26分休憩

午前11時32分開議

○早川英明委員長 それでは、委員会を再開します。

休憩前に引き続きまして、ただいまから質疑に入ります。

委員の先生方、何かございませんか。

○井手順雄副委員長 ちょっと確認でお聞きします、漁港漁場整備課。

増殖場造成事業、93ページであります。これは有明海において一応平成19年度で事業は完了したというような認識でいいんですね。

○久保田漁港漁場整備課長 これはいわゆる保護礁、育成礁というミニ魚礁と申します

か、そういった事業でやっておる事業でございまして、副委員長がおっしゃっております覆砂事業とは直接は関係ないかと。

○井手順雄副委員長 そうですか。

みおしゅんせつ並びに作濤で覆砂事業を行っているという事業を、平成20年度までにされておりまして、これは一応有明海においては終了したというような認識でよろしいんですか。

○久保田漁港漁場整備課長 過去から覆砂事業、それから作濤事業やっておりますけれども、一応有明海の周辺におきましては、要望があった箇所につきましては一たん完了しているという認識であります。また、今後とも必要に応じて、要望等がありましたら引き続きやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○井手順雄副委員長 それでは、県においては覆砂事業というのは、県議会の提言、県の海砂利削減計画において、購入砂における覆砂事業、これは行っていないというふうなことの認識でよろしいでしょうか。

○久保田漁港漁場整備課長 県議会の提言を尊重いたしまして、基本的に作濤などによって生じる良質な砂を覆砂に利用するという提言項目がございますので、それに基づいて現在までやってきたところでございます。

○井手順雄副委員長 私が質問しているのは、購入砂において覆砂事業はしないというふうなことで認識してよろしいんですか。

○久保田漁港漁場整備課長 一応……

○井手順雄副委員長 いいか、悪いかを言え

ばよかったい。

○久保田漁港漁場整備課長 熊本県の海砂利採取削減計画がございまして、その範囲内の覆砂というのは計画どおり実施できると思いますが、それ以上に覆砂の要望等がございまして、砂の量が不足するという場合におきましては、臨機な対応が必要であるのではないかとこのように思っております。

○井手順雄副委員長 ということは、購入砂でも覆砂事業は可能というふうなことでいいんですか。

私は前回、9月、一般質問をした際、いろんなレクをして、また水産のほうと話をする中で、提言、または削減計画というのを県が今実施している中で、購入砂における覆砂事業というのはできませんということを明言されたんですが、今の答弁だと、それがもし足らぬならば、購入砂でも覆砂をしていいというふうなことでいいんですか。

○久保田漁港漁場整備課長 提言項目の解釈には非常に難しい面がございまして、詳細に書いていない面もございまして、そういった場合に直面いたしましたときには、県議会の意向等も踏まえて柔軟に対応したいというふうなことで考えております。

○井手順雄副委員長 県議会の提言・提案の中に、覆砂事業は、みおしゅんせつまたは作濤等で発生した良質な砂で覆砂を行うというふうな項目がございまして、それにのっとなって現時点まで、9月議会等までやってこられた、それにのっとなって。ということは、イコール私が購入砂で覆砂事業をお願いしますと言うても、今までは絶対それはできませんと、県の提言・提案がありますし、県の計画にもありますということを私におっしゃってきた。

今の答弁においては、そういう購入砂での覆砂事業があり得るという答弁をなさったというふうなことで認識していいんですか。

○久保田漁港漁場整備課長 文章の解釈に非常に難しいものがありますので、そのあたりは繰り返しになりますけれども、委員会等の意見を踏まえて相談をしながら進めていきたいと思っております。

○井手順雄副委員長 私も県議会議員ですよ。私が言うたときには、それはできないで。きょう議事録が残ります。これは明確にしておかにかいぬと思います。私の場合が、言ったときには、そういうことは一切できませんと、9月議会、先月です、先月までおっしゃって、ここに来てなぜそういう違った意味を含んだような言い回しをされるのか。そこを、真実をお聞きしたい。

○久保田漁港漁場整備課長 事業実施に当たりましては、地区からの、地元からの要望等を踏まえまして事業実施をやっているところでございますけれども、今回まで、今年度実施いたしましたところに至りましては、まず購入砂での要望というのは、県に対しましてはなかったというように考えております。

○井手順雄副委員長 それは熊本県が、そういうことはしませんというふうなことを、水産関係、漁業組合等に周知をしてあるからこそ、みおのしゅんせつをお願いしますというふうな話でしょう。今の言い方だったら、購入砂でもいいんですよということでも言ったんですけども、漁業関係者がそういう要望をしないからできなかった、していないというふうな言い方ですよ。それは違います。

購入砂で覆砂事業ができないから、県事業としてみおしゅんせつ、作滞しゅんせつで良質な砂で覆砂しますというふうなことを再

三、2年間ぐらい言ってこられました、私が2年間お聞きしたところが。実はここに来て、購入砂でも覆砂事業ができるというふうなことはなぜですかということをお聞きしております。

○早川英明委員長 どうですか、久保田課長。

○久保田漁港漁場整備課長 はっきり言いまして、提言というのは文書でございまして、その理解にはいろいろな方法があるかと思えます。

○井手順雄副委員長 それはね、そんなら私は今まで何だったんですかと言いたいですね。私の質問とか、水産関係の人たちの思いというのを今までこうして訴えてきて、どがんかしてくださいというお願いを2年間してきている。ひょこっとたい、購入砂でよいか。180度私からしてみれば変わったというふうな今答弁なんです。

これは、熊本県の提言・提案、または熊本県の海砂利削減計画に反する意見ではないんですか、逆に言わせれば。それが文言ですから、解釈の違いでそういうことていうことは、じゃ今までそういうことを言うて下さいよ。今まで、できませんで、本当先月ですよ、先月の9月議会まで言っているんですから。9月が過ぎて10月になった、よございませぬ、これはちょっとおかしくはないんですか。

これは議事録に残りますので、そこはぴしゃつと行ってください。

○久保田漁港漁場整備課長 削減計画をにらみながら、今後必要性がある場合には、それは委員会の方との協議の機会を持たせていただいて今後やっていきたいというふうに思っております。

○井手順雄副委員長 最後にもう一回。

では、もう一回聞きます。では、購入砂で県事業として覆砂事業は可能なんですね、今後。

○久保田漁港漁場整備課長 私たちも独断でやろうとは決して思っておりませんで、相談を重ねつつやっていく、取り組んでいきたいというぐあいに思っております。

以上です。

○井手順雄副委員長 では、現時点において購入砂の覆砂は考えておりませんというのが本当じゃないんですか、そういう相談をしなくちゃいけないならば。それが方針なんでしょう、今まで。今からほんなら掘れるかどうかは協議していきますとか、そういう答弁じゃないんですか。

既に課長は、購入砂で覆砂ができるというような言い方を前提に今しゃべっておられますよ。それじゃおかしいじゃないですか。今までの理屈が正反対になるんじゃないですか。いかがですか。

○久保田漁港漁場整備課長 繰り返しになりますけれども、砂が足りない、現実に足りないということになれば、それは購入せざるを得ないというぐあいに思っております。何も我々が独断でやろうということではございませんで、文章の解釈につきましても、ちゃんと協議をいたしましてやりたいというぐあいに思っております。

○井手順雄副委員長 いいです。

○早川英明委員長 部長の方から何かありませんか。

○廣田農林水産部長 ちょっとそのいきさつ

がなかなかわかりにくいところがあるんですが、一応今までのところ、市町村からの要望等を受けて覆砂事業をやってきたことについて、その中ではみおのしゅんせつ、あるいは……

○井手順雄副委員長 購入砂ができぬて言わすけんたい……

○廣田農林水産部長 そういうて賄ってできてきたというふうなことだろうと思います。

ですから、基本的にそれが市町村の要望と事業量に対して作濤しゅんせつで対応できる部分でしたら、それはそれでやっていくということになると思います。だから、どうしても量的に不足するとか、明らかに覆砂に使えないようになったというときはまた新たに考えると、そういうことだろうと思います。

○井手順雄副委員長 全く納得いきません。後から部長のところに出てきます。

以上です。よかです。もういいです、この件に関しては。

○早川英明委員長 ほかにございせんか。

○森浩二委員 今のに関連して。その覆砂の砂がない、玉名は横島漁協がないんですよ、濁しかないもんで。そこは購入するしかありません。今まで購入はだめと言われていて事業計画を上げてないんです。そういう場合はどうなるんですか。

○久保田漁港漁場整備課長 県におきましては県議会の意見を重視しております。私たちの気持ちといたしましては、市町村事業においても重視をしてもらいたいというのは十分にあるんですけれども、自治体の都合等があることだろうと思いますけれども、現実的には購入で覆砂をやっているという実績が

ございます。

以上です。

○森浩二委員 そうしたら、今年度は——来年度あたり要望をすれば予算あたりつけてくれるんですか。

○久保田漁港漁場整備課長 先ほど申しましたように、何も我々独断で方針の変更をするということはできないと思っておりますので、話を続けながら、県議会の方と相談を重ねながら対応を考えたいと思っております。

以上です。

○森浩二委員 県議会というと農林水産委員会ですか。どこと話をするんですか。

○久保田漁港漁場整備課長 実際には削減計画、そういったものに関しましては環境対策特別委員会がございますものですから、そちらの方と話をさせていただきたいというふうに思っております。

○森浩二委員 はい、わかりました。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴委員 森林整備課にお尋ねいたします。

森林整備地域活動支援交付金の繰入金ですね、これが減っておりますが、交付金の実績が見込みより少なかったということなんです。これ先ほど課長が御説明されたように、今後間伐を進めていくためには、こういった形で事前に調査をされねばいかぬ、そのために使われる費用ですね。

先月か、閣議決定でも、また30%かな、36%かな、間伐をふやすという閣議決定が報道されていたかと思うんですが、熊本県も、熊本県の温室効果ガスの半分はこの森林で吸収

するというふうになっているんだと思うんですけど、そういった意味では、ここの森林整備地域活動支援の形で、間伐とか森林整備を進めるための事前準備が進んでいなくて大丈夫かというような心配があるんですけど、今の間伐計画の進捗状況とあわせてちょっと教えていただけますか。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

まず、間伐の必要量といえますか、この状況でございますけれども、これまで熊本県の森林業、木材産業の基本計画の中で、1万1,000ヘクタールを年間いろいろ広域的機能発揮のためにはやっ払いこうということだったわけですが、今、池田委員から御指摘ありましたように、国全体で地球温暖化防止のために間伐をもっと加速化しなければいけないという状況が生じまして、これは全国的にも間伐の目標量が相当多くなってきているということでございます。

これまでは年間全国で400万ヘクタールの水準だったのを、730万ヘクタールまで拡大していきこうというのが全国的な状況でございます。そういう状況も踏まえまして、熊本県では、先ほど申しました1万1,000ヘクタールを1万4,500ヘクタールまで年間の間伐量を拡大していくと。それによりまして、熊本県の温暖化防止計画の中でのいわゆる森林吸収量による二酸化炭素の削減ということで、8.1%を達成をしていくという計画の中で今進んでいるということでございまして、これは19年度からの6年計画で進めてございまして、19年度は先ほどちょっと申し上げたとおり、事業の繰り越し等もございましたけれども、主にその繰り越ししたのも今年度に入って整備できつつあるということでございます。

あと、もう一方、間伐を進めるに当たりまして、委員御指摘のとおりいろいろ条件整備

が必要になってまいります。森林所有者を明らかにするですとか、あるいは森林境界を明らかにする、さらには交付金であります作業区域をきちんとやるですとか、歩道を整備するとか、こういったことも重要になってくるということで、この交付金事業につきましては若干、やはり19年度の実績はまあ所要量といえますか、ただこれぐらい必要というよりもちょっと少なかったのかなと思っております。

それは、実は19年度から新しい制度にこの交付金事業はなったということもありまして、ちょっと我々も、大体どれぐらい必要かという新しい制度のもとでの予算上の見積もりがちょっと甘かったのかなという面が1つと、もう一つは、新制度に移行したということでちょっと準備、最後は所有者と市町村が協定を結ばなければいけないということになりますので、その辺の協定締結にまで至らなかったということ、そういう影響があつてちょっと少なかったのかなと思っていて、この状況よりももう少しやはり交付金の実績を高めていくよう、本年度については一生懸命努力しているという状況でございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 わかりました。ぜひ頑張っていたいただきたいという思いがあるからこそ質問させていただいたわけですが、特に熊本県の削減計画の半分はやはり間伐で占めるわけですね。そういった意味ではここをきちんとしていかないと、その計画さえもやはり厳しくなってくるだろうということでもあります。

ただ、これだけじゃなくて、複合的なものがあると思うんです、林業については。例えば、先ほども出ましたけど、繰り越しだったか、事故繰り越だったか、いわゆる労務が足りなくて繰り越しをせざるを得なかったという林業の担い手の問題、それと林業公社の中でも出ましたが、木材の価格低迷によって、間

伐で切ってきた材によってさらにそれがどうなっていくかと、木材がどうなっていくかということもあわせて考えていかなければいけないと思います。

そういった意味では、本当にこの林業関係非常に難しいところにもあると思いますので、ぜひ頑張ってくださいという思いで質問させていただきました。よろしく申し上げます。

○氷室雄一郎委員 森林整備課、監査結果の報告に基づいて、この林業公社の保有林の分収林契約13市町村で、何かあと2町村が残っているという、その状況と、もう一つは、私有林の分収林の契約の状況について、ちょっと説明してもらいます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

林業公社につきましては、約9,300ヘクタールの分収林を管理しているといえますか経営しているということでございます。先ほども申しました市町村有林なり財産区有林に公社が費用を投下して造成した分収林関係につきまして、関係市町村が13、財産区が13あるということございまして、そちらに対しまして、先ほど申しました分収割合6対4を8対2にお願いできないかということで、林業公社のほうで要請をしてきた結果、2つの市を除くほかのところは同意いただいて、規約変更が済んだということでございまして、財産区はあと5ほど残っておりますけれども、という状況になっておるということでございます。

ただ、面積的にいいますと、大部分は私有林の土地、私の土地に造成したものがほとんどでございまして、これは今後、これから鋭意取り組みを進めていくということで、その前段といたしまして、県といたしましてもいろいろな林業公社の状況なり経営改善の必要

性等について、いろんな場面場面で所有者に対して、周知といいますか理解をしていただくという取り組みを進めてきております。

また、先ほど申しましたように、関係市町村なり森林組合等も巻き込んだいわゆる公社の社員の皆さんの一部——全部ではありませんけど、一部によって協議会を今般立ち上げたところがございます、こういった枠組みでみんな、社員一丸となって、所有者に対するいろいろ今から説明なり御理解を賜るような取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 では、市町村においては今後の流れの中ではうまくいく流れがあると考えていいんですか。私有林についてはなかなか難しい問題だろうと。これは各県、ほかの県の取り組みでこのような流れの中で進んでいるところありますか。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

近くでは、長崎県あたりが多分ここ4年ほど、私有林に関連した分収割合の変更の取り組みをやってきておまして、聞いたところ、今現在で63%ほどは契約変更に同意いただいた実績を上げてきておる、今後とも我々と同じような協議会をつくって、長崎県も今後取り組むというような話を聞いております。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 なかなか方法がないという、何十年という半世紀以上にわたる長い取り組みをしなければ難しい問題がありますので、この辺の報告書の内容に基づいて御努力をしていただくしか今のところない、いろんな方々から御意見いただいて、負債はふえるだけということで、大変頭の痛い一番の問題

ではないかと思っておりますので、この辺はここだけの論議では難しい論議がございますけれども、御努力をスタートした段階でございますので、各県抱えている問題だろうと思っておりますので、御努力をいただきたいと思っております。

○濱田大造委員 2～3、概要説明書でちょっとお聞きしたいんですが、4ページ目に、予算の執行率が88.6%というふうになっておるんですが、農林水産部の年間の予算10年ぐらい前まで1,000億円を余裕で超えていたと思うんですが、300億円ぐらい減っている。減っている中で予算の執行率が88.6%というのは、私としては、一番元気でなければならぬ農林水産部が、ちょっと萎縮しているのかなというふうな印象を受けるんですが、これが数字上問題とかはないんでしょうか、効率自体が低過ぎるとかですね。

○伊藤農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

執行率88.6%というお話でございますが、総括表に書いてございますように、繰り越しが75億、それから不用額もございます。不用額の中身につきましても、先ほど申し上げましたように、確かに農業改良助成金を初めとする各種助成金の資金需要、これは農業情勢が厳しい中でございますので、確かに資金需要も当初の見込みを下回っておるということもございまして、また農地災害復旧費の内示減もございまして。

それからほかに、森林整備などを初めとする各事業についての事業量の減ということで、確かに予算は組んだものの、結果として執行率が88ということでございますけれども、さらには不用額の中には職員の時間外の勤務の削減とか、それから今の小さな取り組みではございますけれども、コピーの使用量の削減とか、こういった努力の中での経費節

減も含まれているところがございます。

今後ともなるだけ執行率は高めるといいですか、農業情勢厳しい折ではございますけれども、その辺はまた頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高野洋介委員 関連なんですけれども、新規の就農者の資金の借入れが約1億4,000万ぐらい減っておるといことと、畳表の手数料も下がっており、そして赤牛の検査頭数も減っており、そして凍結の精液の販売本数も減っているということで、これは全体的に言えるんですけれども、力強い農業の熊本をつくる上で、こうやって減少傾向が続いているということに対して、農林水産部としての危機感は何かございますか。

○伊藤農林水産政策課長 確かに委員御指摘のように、農業の生産額というの、ピーク時の4,000億から1,000億ぐらい減っているという状況でございます、外国との戦い、またWTOの問題、それから担い手におきましては、少子高齢化の中での担い手の減少等々厳しいことばかりではございますけれども、今般農林水産業再生会議の中でもまた各種の御意見等々伺いながら、元気の出る農業について推進したいというふうに思っているところでございます。

特に、消費者理解というのが非常に重要なポイントになるのではないかとこのように思っております。農業問題というのは、生産者の問題も当然ではございますけれども、消費者がいかに国内の農業を守っていくかということで、世界的な食糧難が来たときに食べる物が無いというようなこともゼロではない状況でございますので、ぜひ消費者の皆さん方に国産のもの、できれば県産の農林水産物等を消費していただくということが一番のいいと思いますか、喫緊の課題ではないかというふう

に考えております。

以上。

○高野洋介委員 課長の言われることは十分わかるんです。ただ、生産者が元気がないです。ですので、私が言いたいのは、農業研究所ですよ、それが皆さん一生懸命頑張っているんですけど、今後地元のブランドを確立するためには、農業研究所というところが核なんです。これの予算を毎年毎年減らしておいていい作物をつくってと言われても、農業者は厳しいんです。ですので、絶対私はこの農業研究所の予算というものを、この厳しい中ブランド化をするんだったら、上げる方向でいかぬと農業者はだれもついてこないですよ。

ですので、そういった面も踏まえてきちんとしたブランドづくりをするなら、それなりの予算をつくりながら、そしてコピーの紙とか、そういうものの削減はわかりますけど、やっぱりしかるべきところにはきちんと予算をつけて執行するような、そういう農林水産部であってほしいと思いますので、ぜひとも頑張ってくださいというふうに思っております。

以上です。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

○森浩二委員 部長にちょっとお尋ねします。

今、全国的に裏金の問題が出ますけど、あれは会計検査院が指摘しているんですかね。私は裏金という言葉は好かぬですけど、備蓄金と言いよつとですけど。熊本県は来られたんですか、この19年度は。

○廣田農林水産部長 今回対象になっていなかったと思います。

○森浩二委員 ということは、また来たときにそういう問題が出てくる可能性もあるわけですか。

○廣田農林水産部長 実は、総務を中心に、こういった裏金の実態があるかということで全所属に調査しました。各所属ともそういうのは一切ありませんということで、報告がまとまったというふうに聞いております。

熊本県、少なくとも公共事業で今度の関連した形で裏金というのはないというふうに信じております。

○森浩二委員 何で聞いたかという、多いのは土木と農林だったでしょう。では、熊本県はないということでもいいわけですね。——はい、わかりました。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。——それでは、ないようでしたら、これで農林水産部の審査を終了いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時1分開議

○早川英明委員長 こんにちは。それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

これより商工観光労働部の審査を行います。

まず、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長、総室長から順番に説明をお願いします。なお、それぞれ着座のまま説明は結構でございます。

初めに、島田商工観光労働部長お願いします。

○島田商工観光労働部長 平成19年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において施策推進上の問題点として御指

摘のありました事項のうち、商工観光労働部関係の事項につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

御指摘の事項は2項目ございまして、まず1点目の「収入未済の解消につきましては、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られ、成果も上がっているが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、滞納者、債務者の所得等の把握に努め、法的手段を含めて適切な徴収対策を講じること。」との事項につきましては、当部におきましては、一般会計の中小企業従業員住宅使用料未収金と特別会計の中小企業振興資金特別会計未収金がございます。

まず、中小企業従業員住宅使用料未収金につきましては、少額ながら毎年度納入がなされますが、収入未済額が減少しているところでありますが、今後も引き続き、企業及び連帯保証人に対して粘り強く催告を継続していきまるとともに、資産売却を促したり、資力調査等行うなど、債権の保全と着実な回収に努めてまいります。

次に、中小企業振興資金特別会計未収金については、未収金対策基本方針及び延滞先ごとの対処方針に基づき、営業継続中の延滞先に対しては経営診断等による経営指導を実施し、償還財源の確保を図り、償還の促進を図っております。一方、倒産等の状態にある延滞先にあつては、債務者及び連帯保証人への面談による資力や資産等の把握、督促や債権差し押さえ等の法的手続を進めるなどの取り組みにより、未収金の圧縮に努めております。今後も、こうした取り組みを継続的かつ粘り強く行うことにより、未収金の解消に努めてまいります。

御指摘の2点目は「阿蘇ソフトの村については、当初の計画にとらわれることなく、林地としての活用なども含めて抜本的な見直しの検討を行うこと。」との事項につきまして、その後の措置状況を御報告申し上げます。

す。

阿蘇ソフトの村計画は、ソフトウェア関連の研究開発型企業の集積を目指したものでありましたが、計画策定後に経済状況が大きく変化したことから、その後、企業の保養所や研修所も対象を広げ、企業等の誘致活動を行ってまいりました。

昨年度は、地元とも協議を行い、売却可能性が高いブロックを優先して売却するという方針のもと、誘致活動を行ったところでございます。本年度も引き続き企業誘致に取り組むとともに、地元の意向を踏まえながら、多角的視点からの有効活用についても検討しているところでございます。

次に、当部の平成19年度決算の概要について、お手元の決算特別委員会説明資料で御説明申し上げます。

資料の1ページの平成19年度歳入歳出決算総括表をお開きをお願いいたします。

一般会計の歳入は、収入済額が211億907万6,000円で、収入未済額は1,490万円でございます。これは中小企業従業員住宅使用料の未納に係るものでございます。歳出の支出済額は303億3,948万2,000円で、不用額は2億4,859万2,000円となっておりますが、その主なものは、補助事業において実績が当初の見込みを下回ったことによる執行残などでございます。

次に、特別会計の歳入は、収入済額が55億6,780万6,000円で、収入未済額は21億768万9,000円でございます。これは中小企業振興資金特別会計貸付金の未償還金に係るものでございます。歳出では、支出済額が30億5,877万5,000円、翌年度繰越額が3億3,836万4,000円、不用額は1億2,824万7,000円となっております。

翌年度繰越額は、新規の工業団地整備において、用地交渉の難航に伴う造成工事のおくれによりやむを得ず繰り越したものです。不用額につきましては、主に中小企業振興資金

特別会計の高度化資金償還金の減少に伴うものでございます。

以上、当部の平成19年度歳入歳出決算の概要を申し上げますが、詳細につきましては各課長、総室長から説明させますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○早川英明委員長 引き続き、各課長、総室長の説明をお願いします。

○宮尾商工政策課長 商工政策課宮尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

商工政策課につきましては、本年度、定期監査の結果、公表事項はございません。

それでは、お手元の委員会説明資料で説明させていただきます。

2ページから3ページまでが一般会計の歳入に関する調べでございます。

財産収入及び諸収入がございますが、不納欠損及び収入未済額、いずれもございません。

2ページの財産収入の中で、中段の家屋貸付料で、予算現額と収入済額との比較で827万円の差が生じておりますが、その理由は、熊本テクノプラザビルに入居しておりますテナント2社のうち1社が退去を検討しておりましたため、収入減を想定して当初予算に計上したことによるものでございます。

4ページから商工政策課の歳出に関する調べでございますが、不用額の大きいものについて御説明させていただきます。

4ページの商業総務費でございますが、1,867万4,000円の不用額が発生しております。その主な理由は、備考欄の(2)商業指導費の内訳、1段目の商工業企画調整費で500万円及び3段目の商工政策リサーチ事業で370万円でございまして、いずれも部全体の運営費及び計画調査費でございますが、事業の実施方法の見直しや事務経費の節減によりまして不用額が生じたものでございます。その他、

事務費の経費節減によるものでございます。

次に、5ページの中小企業振興費で3,999万7,000円の不用額が発生しておりますが、主な理由は、5ページの(4)の小規模事業対策費補助におきまして、商工会、商工会議所及び県商工会連合会の補助対象人件費につきまして、中途退職が発生するなどによりまして2,813万円の執行残が生じたことなどでございます。その他の不用額は経費節減に伴う執行残でございます。

6ページは大阪事務所、福岡事務所のそれぞれ活動経費でございまして、いずれも経費節減による不用残、工鉦業振興費は、産業展示場の施設管理事業の執行残などでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○前田産業支援課長 産業支援課の前田でございます。よろしくお願いいたします。

産業支援課につきましては、本年度、定期監査の結果、公表事項はございません。

それでは、決算状況につきまして、お手元の委員会説明資料で説明させていただきます。まず、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございます。

7ページから9ページまでが使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

8ページの下ほどにございます寄附金につきまして御説明申し上げます。

こちらは平成19年10月から実施しております熊本県の工業振興施策のための寄附金による収入でございます。平成19年度は、総額3,100万円の寄附を受け入れております。

9ページでございます。

雑入の各種団体精算返納金につきましては、後ほど歳出のところであわせて御説明を

いたします。

次に、10ページから15ページまでが歳出に関する調べでございます。

不用額の大きいものについて御説明申し上げます。12ページをお願いいたします。

工鉦業の工鉦業振興費ですが、1,637万7,000円の不用額が生じております。その主なものは、備考欄の工業振興費の5番目のものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業に係る不用額でございます。県内製造業者に対する補助等を事業内容としておりますが、補助対象事業者の事業内容変更や経費節減に伴う執行残等によるものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

産業技術センター費で998万9,000円の不用額が生じております。その主なものは入札に伴う執行残と事務経費の節減によるものでございます。

次に、14ページと15ページをお願いいたします。

新事業創出促進費で721万8,000円の不用額が生じております。主なものは、バイオフォレスト形成推進事業、インキュベーション施設整備運営事業等の業務委託契約に伴います執行残と、セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業に係る補助事業で、補助対象事業者が経費節減に努めたこと等により、対象事業費が減少したことに伴う執行残及び事務経費の節減によるものでございます。

また、15ページ最後の国庫支出金返納金220万7,000円でございます。

これは、昨年5月の会計検査におきまして、くまもとテクノ産業財団が実施した平成15年度の地域新産業創出促進費につきまして、当該補助事業で雇用している補助職員が、財団の自主事業の支払い業務やセミナー受付業務等に一部従事していることにつきまして、補助対象外業務に当たるとの指摘を受けましたもので、当該指摘に基づきます補助金返還を行いますとともに、15年度前後の1

4、16、17年度の3カ年分につきまして、自主的に調査を行い、補助対象外業務に従事した時間の賃金に相当する国庫補助金を国に返納したものでございます。

なお、くまもとテクノ産業財団に対しましては、さきに触れました9ページの歳入に記載しております各種団体精算返納金として、県費分、国費分、合わせまして570万6,000円の返納を受けております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤好経営金融課長 経営金融課でございます。よろしくお願いいたします。

資料は16ページからになりますけれども、平成19年度決算の説明に入ります前に、さきの定期監査におきまして指導を受けました事項がございましたので、まずそのことにつきまして申し上げさせていただきます。

中小企業振興資金貸付金の未収金、平成19年度末現在で21億768万9,000円ございますが、これにつきまして、引き続きその解消に努めることとの指導がっております。

当該貸付金につきましては、特別会計に係るものでございますので、後ほど特別会計の箇所ですべて説明をさせていただきます。

それでは、19年度の決算状況につきまして説明をさせていただきます。資料の16ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計の歳入に関する調べでございます。

使用料及び手数料、それから、繰入金並びに諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額はいずれもございません。

次に、17ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

商工費のうち、中小企業振興費で4,150万円余の不用額が生じておりますが、その主なものは、制度融資で保証協会が代位弁済を行ったものに県が補てんをいたします損失補償

につきまして、実績が見込みを下回ったことによりまして3,600万円ほどの執行残が生じたものでございます。ほかは事務費の経費節減に伴うものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

右上の備考欄に、(4)で国庫支出金返納金というのがございます。これにつきまして説明をさせていただきます。

これは、コンピューターの誤作動が心配されました、いわゆる西暦2000年の問題に関連いたしまして、テクノ産業財団が実施しております設備貸与事業で、平成10年から11年にかけて情報機器等の貸し付けを行った際、リース料の一部助成を行っておりましたが、これに係る経費を全額県を通した国庫補助で行っていたものでございます。事業が終了しましたので、その残額1,300万円余を国へ返還するものでございます。

次に、その下の中小企業指導費でございますが、350万円余の不用額が生じております。これは企業診断を希望する企業が見込みより少なかったことによるもの並びに事務費の経費節減に伴う執行残でございます。

次の諸支出金でございますが、これは高度化資金の原資等として特別会計へ繰り出すもので、不用額はございません。

次に、19ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

まず、歳入に関する調べでございますが、一般会計からの繰入金には不納欠損額、収入未済額ともございません。

次の諸収入でございますが、貸付金元利収入及び延滞違約金を合わせまして21億700万円余の収入未済額が生じておりますが、これは、高度化資金及び設備近代化資金につきまして、貸し付け対象先の倒産や事業不振のため償還困難となっているものに係る元金利息及び延滞違約金でございます。この収入未済につきまして、冒頭申し上げました定期監査における指導事項となっております。

この収入未済に係る延滞金の回収に当たりましては、先ほど部長からの説明にもありましたように、個別案件ごとに回収方針を立てまして、営業継続中の延滞先には、経営診断等による経営指導を実施し、償還財源の確保を図り、償還を促進しますとともに、倒産等の状態にある延滞先に当たりましては、債務者及び保証人に対する徴収を強化するとともに、債権差し押さえ等の法的手続を進めるなどによりまして、未収金の回収に努めているところでございます。

今後とも、このような取り組みを継続的かつ粘り強く行うことによりまして、未収金の回収に努めてまいりたいと考えております。

次に、一番下の繰越金でございますが、不納欠損額、収入未済額はともにございません。

なお、予算現額と収入済額に14億5,000万円余の差額が生じておりますが、これは予算現額には歳出予算に見合う額を計上しているということによるものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

特別会計の歳出に関する調べでございます。

商工費の中小企業振興資金助成費で2,080万円余の不用額が生じておりますが、その主なものはくまもとテクノ産業財団が実施しております設備貸与資金貸付金で、実績が見込みを下回ったことによりまして1,400万円ほどの執行残が生じたものでございます。ほかは事務費の経費節減に伴うものでございます。

次の公債費についてでございますが、これは高度化資金に係ります中小企業基盤整備機構からの借りに伴う償還金でございますが、償還の実績が見込み額を下回ったことによりまして不用額7,590万円余が生じているものでございます。

次に、一番下の欄の諸支出金につきましては、これは県からの持ち出し分に係ります高

度化資金償還金を一般会計へ繰り出すものでございまして、不用額はございません。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野上企業立地課長 企業立地課・小野上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

当課は、監査での公表事項はございません。

説明資料の21ページをお願いいたしますと思います。

一般会計の歳入に関する調べでございます。

まず、分担金及び負担金でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。東京事務所及び大阪事務所に派遣されております市町村職員に係る旅費の負担金でございます。

次に、繰入金でございますが、不納欠損及び収入未済額はございません。この繰入金は、高度技術研究開発基盤整備事業特別会計が、工業団地工事のための原資として一般会計から借り入れている分の繰り入れを行うものでございます。

次に、諸収入でございますが、不納欠損及び収入未済額はございません。

企業立地促進資金貸付金回収金でございますが、この制度は、企業の投資資金に対しましての融資制度でございますが、県の歳計現金を金融機関に預託して行うものでございます。平成14年度からの新規融資は行っておりませんで、既に融資した分に係る残債分でございます。

22ページの一番上で、予算現額と収入済額に53万5,000円の差額が生じておりますが、これは預託に伴う貸付利子がふえたことによるものでございます。

その下の総合保養地域民活導入促進資金貸付金元利収入につきましては、旧本渡市五和

町に貸し付けた分の平成19年度分の返済分でございます。

次に、23ページからの一般会計の歳出でございます。

工鉦業総務費に500万円余の不用額が生じております。これは、備考欄にずっと示しておりますように、企業誘致促進対策事業、それから、24ページには外資系企業立地促進事業の事業を書いておりますが、いずれもこれの経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入でございます。

財産収入、繰越金、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

なお、繰越金につきましては、予算現額と収入未済額に6億1,300万円余の差が生じておりますが、これは特別会計の予算現額が歳出予算額に見合う額を計上するというものによるものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

臨海特会の歳出でございます。

総額810万円余の不用額が生じておりますが、これは備考欄に記載しておりますように、経費の節減や団地の除草等の管理に係る経費の節約等による事業減少に伴う執行残でございます。

27ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳入でございます。

財産収入、県債、繰越金ともに不納欠損及び収入未済額はございません。

なお、財産収入の財産運用収入につきましては、予算現額と収入済額に1,400万円余の差額が生じておりますが、これは先ほども申し上げましたとおり、予算現額を歳出予算で見合うということで差が出たものでございます。

また、財産収入の財産売払い収入につきましては、予算現額と収入済額に7,500万円余

の差額が生じておりますが、備考欄に記載のとおり、5件の分譲が19年度にございまして、当初予定しておりました土地分譲の見込みが上回ったことによるものでございます。

次に、県債につきましては、臨空テクノ工業団地建設に伴う県債でございまして、予算現額と収入済額が3億3,800万円の減額となっております。これは事業繰り越しに伴う財源を繰り越したためによるものでございます。

また、繰越金で予算現額と収入済額に4,200万円余の差額が生じておりますが、これも予算現額を歳出予算に見合う額で計上したということによるものでございます。

次に、28ページからの高度技術特会の歳出でございます。

総額2,300万円余の不用額が生じておりますが、これは経費の節減並びに団地の除草等の管理に係る経費の節約等による執行残でございます。

なお、29ページの工業団地整備事業につきましては、明許繰越といたしまして3億3,800万円余を平成20年度に繰り越しております。

それから、別冊で決算特別委員会の附属資料というのがございます。恐れ入りますが、その附属資料の1ページをお開きいただければと思います。

ただいま説明申し上げました繰越事業でございますが、これは臨空テクノ工業団地整備事業の用地造成工事についての繰り越しでございます。

次に、2ページでございますが、県有財産の処分でございますが、先ほどもちょっと触れましたとおり、セミコンテクノパークの土地を5件売却をしているという状況でございます。

企業立地課は以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○梅本観光物産総室長 観光物産総室の梅本でございます。よろしくお願いたします。

資料は30ページでございます。

歳入に関する調べで、最初に使用料、手数料でございますけれども、伝統工芸館の観覧料及び使用料、野外劇場の使用料等でございます。いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、31ページでございますけれども、中ほど以下の諸収入でございます。

この下から2段目に観光施設貸付金の回収金がございます。不納欠損額、収入未済額ともにございませんが、予算現額と収入済額との比較でマイナス2,000万円となっております。これは、備考欄に書いておりますように、歳計現金余裕資金の貸し付けを行っておりますけれども、新たな貸し付け要求がなかったため、歳入、歳出双方とも2,000万円を減額するものでございます。

32ページまでが歳入でございます、33ページから歳出でございます。

まず、33ページの商工費、商業費の商業総務費でございますけれども、備考欄にありますように、伝統工芸振興費あるいは物産振興費でございますけれども、不用額が511万3,000円出ておりますけれども、いずれも経費節減に伴う執行残でございます。

それから、34ページでございますけれども、観光費でございます。

不用額が3,026万5,000円出ております。備考欄でございます(2)の観光客誘致対策費及び35ページ(3)の観光基本計画促進費、(4)の観光施設整備事業費でございますけれども、この不用額3,026万5,000円の主なものは、35ページのちょうど真ん中あたりに、(3)の上から5番目、観光施設整備資金融資とございますが、5,316万2,000円、これが先ほど歳入のところでも申し上げました、新規貸し付け分がなかったために2,000万円の減額を行っておるのが最も大きい要因でございます。

そのほか、不用額が生じた要因といたしまして、35ページの一番下の観光標識整備事業でございますけれども、1件につきまして、道路管理者等の関係者との調整が整わずに執行できなかった分がございまして、その分を合わせまして記載の不用額が出ております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○長野労働雇用総室長 労働雇用総室の長野でございます。よろしくお願いたします。

監査の結果、報告・公表事項のうち、指導事項になったものが1件ございますけれども、これにつきましては歳入に関する調べの中で御説明いたします。

それでは、説明資料の36ページをお願いいたします。

ここから37ページまでが歳入に関する調べでございます。

まず、使用料及び手数料でございますが、1,490万円余の収入未済額が生じております。さきに申し上げました監査の結果での報告・公表事項というのは、この未収金に関するものでございまして、今後、連帯保証人、資産等の調査を行いまして、債権保全を図るとともに、着実な回収を図ることとの指導があったものでございます。

この中小企業従業員住宅事業につきましては、中小企業で働く従業員の福祉向上と企業の振興に寄与することを目的に、県が厚生年金の還元融資を受けまして、従業員用の住宅を建設し、これを中小企業者に貸し付けまして、その借り受け企業主が貸付期間20年間の使用料を完納した場合に当該住宅を無償で譲渡するという事業でございます。

収入未済となっておりますのは、過年度におきまして、2つの企業が倒産や経営不振により使用料を納入しなかったものでございます。催告を続けました結果、平成19年度におきましては12万円と、少額ではございますが

納入が行われております。

今後も引き続き、企業及び連帯保証人に対しまして粘り強く催告を継続していきまるとともに、資産売却を促したり、資力調査等を行うなど、債権の保全等着実な回収の努力を行ってまいりたいと考えております。

次に、37ページから39ページまでは国庫支出金、財産収入、諸収入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、予算現額と収入済額との比較で金額が大きいものがございますので、御説明申し上げます。

まず、36ページをお願いいたします。

まず、使用料及び手数料のうち、使用料の中の技術短大授業料におきまして、予算額と比べ670万円余の増となっております。これは、技術短期大学におきまして、留年等により学生数が増加した結果、授業料の収入がふえたというものでございます。

次に、国庫支出金でございますけれども、37ページですが、下から2段目にございます訓練手当等補助におきまして、予算額と比べ340万円余の減となっておりますが、これは、障害者等の委託訓練におきまして、支給いたしております訓練手当の実績が見込みより少なかったことに伴う国庫補助金の減でございます。

次に、38ページをお願いいたします。

中ほどにございます生涯職業能力開発事業等委託金におきまして540万円余、それから、次の段の職業訓練事業委託金において250万円余、次の段の障害者訓練事業委託金におきまして190万円余と、予算現額に対して少なくなっておりますけれども、これは離職者や若年者、障害者に対する職業訓練の実績が見込みより少なかったことに伴います委託金の減でございます。

次に、39ページでございます。

一番下段の方でございます諸収入の雑入に

おきまして、予算と比べて950万円余の増となっておりますが、これは旧天草訓練校敷地の換地処分に伴います精算交付金及び減歩割り戻し金等があったためでございます。

次に、40ページをお願いします。

ここから45ページまでが歳出に関する調べでございますが、不用額の生じた主なものについて御説明いたします。

40ページの下の方の労政総務費におきまして430万円余の不用額が生じておりますが、これは備考欄の労働行政推進費における労働相談員の設置費等の執行残あるいは仕事と家庭の両立支援事業における業務委託料の入札残によるものでございます。

なお、41ページの(4)の備考欄にございます国庫支出金返納金についてでございますが、これは、国庫補助の対象となります労働行政推進費等におきまして、18年度におきまして執行残が生じたところでございますけれども、翌年度4月当初に実績報告をいたしましたけれども、国の手続のおくれにより確定通知、すなわち返還命令が8月になったため、年度内に返還できず、9月の末で計上させていただき、補助金を返納したものでございます。

次に、42ページ、上段の職業訓練総務費でございます。

430万円余の不用額がございます。これは、人件費の執行残や認定訓練実施事業における訓練生や実績が予定を下回ったことや、そのほか経費節減に伴う執行残でございます。

次に、同じく42ページから43ページの職業訓練校費でございますが、2,200万円余の不用が生じております。

その主なものは、43ページの備考欄に記載しております人件費の執行残、あるいは備考欄の(3)訓練手当におきまして、障害者等に支給しております訓練手当の申請が見込みより少なかったこと、次の行からの障害者能力

開発事業、新若年者職業訓練事業あるいは離職者訓練事業におきまして、障害者、若年者、離職者に対する委託訓練の受講者の実績が計画を下回ったこと、また、訓練の受講者が就職等で中途退校したことのほか、経費節減による執行残でございます。

次に、43ページの下段の技術短期大学校費でございますけれども、1,700万円余の不用額がございますが、その主なものは、職員や非常勤職員の人件費の執行残及び技術短期大学校の管理運営費の中の業務委託費の入札残等、あるいは学生対策費における生徒募集パンフレット等の事務経費の節減に伴う執行残でございます。

最後に、44ページの失業対策総務費でございますけれども、820万円の不用が生じております。これは、備考欄の(1)若年者自立支援事業、雇用創造トライアル事業あるいは職場適応訓練事業におきまして、当初見込みの利用や事業実績が下回ったことによる執行残、その他経費の節減に伴う執行残でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○早川英明委員長 以上で説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいというふうに思います。何かございませんか。

○早田順一委員 2ページの配当金収入でちょっとお尋ねしますが、大阪投資育成株式会社、配当金12万円とございますけれども、これは県としては投資額が幾らで、現在含みがどれぐらいあるのか、ちょっと教えてください。

○宮尾商工政策課長 大阪投資育成株式会社につきましては、県は200万でございます。200万の株式を保有しております、これは昭和59年から、全国24県とともに設立したとき

から加入しております、毎年6%、12万、ここ10年以上こういう形で配当されております。平成に入りましてからずっとこういう形で配当されておりますので、既に出資額を超える配当金が入っているということでございます。

実績としましては、県内でも、これまで7社ほどだったかと思いますが、こちらの方から株式等を購入してもらって活動資金を得ていると、ベンチャービジネスの支援を受けているということでございます。

○早田順一委員 最近、えらい株が目減りしておりますので、含み損があるのかなと思っていたら、毎年12万、200万に対して12万と、非常に率がいいと思いますので、こういうのはどうなんでしょうか、ふやしたりとか、そういうのはないんでしょうか。

○宮尾商工政策課長 こちらの方の株式の方が、増資するという話があればあれでしょうが、公開ではございませんので、なかなか最初の設定でやっておるという状況でございます。

○上田泰弘委員 小野上課長にお伺いします。

セミコンテクノパーク、売っていますね。城南工業団地はまだ売れませんか。

○小野上企業立地課長 セミコンテクノパークにつきましては、残区画はあと1区画ということで、その1区画も今予約をいただいているという状況ですので、ほぼ完売の状況でございます。

城南工業団地につきましては、9区画実はまだ残っております、非常に私どもも一生懸命今営業努力をかけているところでございますけれども、先般、工業団地の分譲価格につきまして少し見直しをさせていただきます

た。

これまでいろいろな企業誘致の話があって、現場の視察は、かなりの数を実は城南工業団地とか白岩産業団地にもお連れ申し上げているんですが、なかなか成約に至らないというのがずっと続いておりました。いろいろ分析をしてみますと、どうもやっぱり価格が近隣価格に対して高いというふうな評価でございましたので、鑑定をさせていただきまして、その鑑定に基づいて城南につきましては30数%価格を下げさせていただきました。あわせて地元の城南町、それから御船町につきましても、土地取得のための、いわゆる優遇制度というか、助成金を創設していただいたということで、現在県のホームページとかあるいは新しいパンフレットをつくってたくさんの方々にPRをしているところがございますが、城南につきましては、今のところ1件だけ引き合いといいますか、交渉をしているところがございます。

それから、白岩につきましても3区画のうち2区画、それからテクノリサーチパークにつきましても、やっぱり3区画のうち2区画が現在折衝を重ねているところがございます。価格を引き下げたことによる少し効果が今ちょっと出始めているのかなと感じているところがございます。

○上田泰弘委員 管理費なんかでも、歳出で毎年予算を組んでお金が出ています。引き下げられて、そういう交渉もあるということは、知事も企業誘致をされていますので、頑張ってくださいと。よろしくお願ひします。

○井手順雄副委員長 今、価格を引き下げられたというようなことでございますけれども、これが造成されて、最初売り出しが工事費に対しての平米幾らというような形で売れなかったと。しかしながら、議会等で、再三

早目にこれは下げて、売れぬなら早く売った方がいいんじゃないかというような意見もございました。上田委員も、そういうことを再三言われておりました。

そういう中で、今回、3分の1なり半分なり……それなりにされて、じゃあ、まともに売れたら幾ら損失があるのか。そして、今までにかかった金利、管理費、これは総額は入れたら幾らになるのか、ほかにもあるのか、そういうところをちょっとお聞きしたいんですが。

○小野上企業立地課長 実は、今般、分譲価格の見直しをさせていただきましたのは、今申しあげました城南工業団地と白岩産業団地と、それから益城町にありますテクノリサーチパーク、この3つの工業団地でございます。

工業団地につきましては、いわゆるその資金につきましては、起債で実は財源にしておりますけれども、テクノリサーチパークにつきましては、平成16年度に起債の償還は終了しております、これ以上いわゆる利子を返すということはございません。

それから、城南工業団地と白岩産業団地につきましては、土地開発公社が整備したところから始まっておりますので、実は県の一般会計から特別会計の方にいわゆる借入れをいたしまして、毎年一般会計の方に剰余金が出た分をお返しているという状況でございます。その一般会計から借り入れたトータルが49億3,000万でございます。

井手副委員長の方から今御指摘がありましたように、今般、分譲価格を下げましたけれども、下げなかった場合と下げた場合との金額を比較いたしますと、約20億ぐらいの差が出てまいります。これは、単純に計算いたしますと、20億県に損を与えるということになるわけでございますけれども、実はその20億をどうやって、いわゆる一般会計に返済して

いくかということでございますけれども、もちろん新しい価格で分譲をして、それを売ってしまうというやり方が1つございます。

それから、先ほどちょっと出ましたけれども、セミコンテクノパークがかなり好調で売れているということで、少し特別会計からの余剰金がございます。そういったものをあわせまして、それと城南工業団地等につきましては、リースで入っておられる企業もございまして、毎年リース料というものが入ってまいります。そういったものを全部足し合わせまして、先ほどの不足する20億から差し引きますと、約8億3,000万ぐらいがどうしてもこの特別会計からは賄いが少し難しいのではないかなというふうに思っています。

これにつきましては、早期に企業を誘致いたしまして、企業からの税収でぜひ埋め合わせをしようということで考えているところでございます。

参考のために、現在、テクノリサーチパーク、それから城南工業団地に入っております企業からいただいております県の事業税、県民税、いわゆる県税でございますけれども、大体テクノリサーチパークで1社当たり平均2,000万ほど税収が毎年上がってきております。それから、城南工業団地につきましては600万弱ぐらいの税収が上がってきております。ですから、同じような規模であるかどうかはわかりませんが、平均的な税収としてこのぐらいが上がるということであれば、企業が早期に入っていただければ、まあ7～8年ぐらいで先ほどの金額が回収できるのかなというふうに思っているところでございます。

○井手順雄副委員長 基本的に20億の差額がある。そうすると、10何年か間の金利分または管理費も入れたら、私はそれも何億であると思うんですね。今、言葉のあやとか、数字で目くらましのにおっしゃったよう

に私は思います。意味がわかりませんでした。実際はそれだけの赤字があるわけですね。

そうした場合、これが安くなったから入りましたといったら、県は、これは売れましたと言いますけれども、それは20何億の分は全然表に出てこぬとですよ、県の会計上。私はそこが問題だろうと思うんですよ。簡単に安うしたけん——それは、できてからすぐ売れぬごたるなら、ちょっと安うしてくださいよと県議会から言うても、これはもうというようなことで今まで延び延びになって、10何年かかってやっと安うして売るといふようなことですから、そういうことであれば、もうちょっと早目に手を打って、焦げつかないようにしたところで売らんことには、今焦げついて安うして売ったといふような感覚しかないんですね、今県の場合。

それとあわせて、そういうところを表に出してもらわないかぬ。損失の分をですね。どがんかそういう形の中で。まあ、バランスシートなんて無理って言いなはるけれども、それはそれでつくられるのは難しいでしょう。しかしながら、数字的なものは出てくるわけですか、表としては。これだけかかって、これだけ下げて、これだけ売れました、結局最終的には幾ら損だったといふようなことも個別に出していただきたいなというふうに要望しますけれども、それとまた、テクノなんかも、よそは高く買っとんなはるわけですね。今回安くすると。その整合性というのが一番大事だろうと。あそこはこが安う買わしたけん、うちも安うしてくれとか、やっぱりそういう要望もあっちゃいかぬし、ほかの工業団地も、高く買ったところもあると思うんですね。そこにやっぱり誠意を持って話をしながらしていかなと、まあそこから先は聞きませんけれども、そこら辺も大事だろうし、もうちょっと後手後手じゃなしに、前向きな方向でこういうものは売っていかな

とにはいけないというふうに思っております。

関連でいいですか、続けて。

○早川英明委員長 はい、どうぞ。

○井手順雄副委員長 中小企業、経営金融課にお聞きしますけれども、21億未収金があるということでございますけれども、何社に対してこれがあるのか、何年前からこの20億を引き継いでいるのか、現在、実質何社から返済がされているのか、あわせてその回収額というんですか、それをちょっとお聞きしたいんですが。

○藤好経営金融課長 経営金融課でございます。

高度化資金につきましては、対象は事業協同組合という、これが10貸し付け先、それと設備近代化資金、これが企業へが10貸し付け先ほどというふうになっております。

○井手順雄副委員長 中小企業振興資金は。

○藤好経営金融課長 中小企業振興資金のこの特会の中で2つ資金がございまして、今申し上げました高度化資金と設備近代化資金と2つの資金から……

○井手順雄副委員長 合わせて何社。

○藤好経営金融課長 合わせて高度化が10組合、それから、設備近代化が10貸し付け先という形になっております。

○井手順雄副委員長 合わせて20……

○藤好経営金融課長 貸し付け先としては20ということに……

○井手順雄副委員長 20社ですか。

○藤好経営金融課長 はい。

○井手順雄副委員長 20社ある中で、実際、現在のところ何社が返済をされとるですか。それと回収額ですたいな。

○藤好経営金融課長 まず、回収額についてですが、ちなみに19年度は1,700万円ほどの回収を図っております。今年度、20年度でございまして、9月末現在で、今現在950万円ほどを回収いたしております。実際、じゃあ何社ぐらい入っているかといいますと、今年度につきまして、高度化資金につきましては5組合ほどから入っております。それから、設備近代化資金、10貸し付け先のうち7社ほどからは回収しております。実際は、大部分がもう事業そのものをやめているというふうなところもございまして、保証人等から回収は多くなっておるところでございます。

○井手順雄副委員長 これが株式会社だったら、20億の未収金というたら、それに対して税金がかかるんですな。これはもう株式会社だったらやっていけないと、県だけんやっていけるわけでありましてけれどもね。そういうやっぱり危機感というかな、株式会社の感覚を持ってやっぱり今までやってきてほしかったなというものがあるし、実際、半分ぐらいの回収で、あと半分ぐらいからはもう全然回収ができてないというような話でありますけれども、これは毎年20億ずっと出てきておるわけですたいな、決算に関しても。そして、もう回収が全くできないという中で、今回回収されていると言うけれども、実際回収している人員、人間、これは何名で、どういった格好で毎年経費が要つとるんですか。

○藤好経営金融課長 担当の職員が、正職員

が1名、それと嘱託が1名、基本的にはこの2名体制で行っております。

○井手順雄副委員長　じゃあ、その2名体制、嘱託員というのはやっぱり200～300万の話でしょうたいな。まあ、よかです。そういう中で、毎年毎年、職員1名、その嘱託員の給料をかけて200万、職員の給料も入れれば1,000万ぐらいになるでしょう。そういう金をかけて、毎年毎年して行って900万とかしか取れない。平成19年度が1,700万とおっしゃいました。平成20年度末で900万、また来年、私はどんどん下がってくるといった傾向にあると思うんですよ。そういう中で、それだけ経費をかけなんものだろうか。これもまた株式会社で考えれば、ここがやっぱりむだなお金と私は逆に思うんですね。

そうした場合、これを不納欠損というような形で上げた場合、まあ回収できているところは回収できているところで置いて、これは全くできぬばいというようなところで不納欠損で落とした場合、県の持ち出し金といいますか、県が幾らかは払わないかぬとだろうけれども、それと、その不納欠損だけの場合、幾らぐらいまでならこの20億のうち不納欠損というような形で上げられるとですか。そういうニュアンス的なことはわかりますか。

○藤好経営金融課長　不納欠損でいきますと、高度化資金につきましては、中小企業基盤整備機構、県がここから——基本的にA方式と言いますが、ここから借入れまして、そうすると県の持ち出し分とあわせて貸し付けるというふうなところがちょっと基本になりますけれども、それにつきましては機構が——今年度からちょっと割合が変わりましたけれども、機構が2に対して県が1ということで、そうしますと、大ざっぱにいしまして3分の1ぐらいの県の持ち出し分という要素

になろうかと思っております。そういうことで、丸々その20億が県のそのままという形ではないというふうな状況にはございます。

今御指摘がありましたように、今後大分回収というものはちょっと難しい状況等もございますけれども、今後につきましては、いろいろ県全体としても、未収金連絡会議等もございます。そういった中で、今後どういうふうな方針で臨むのか、今不納欠損処分とか御提案がございましたけれども、どういう方向で臨むのか、そこら辺のところを、事務局を財政課が持っておりますので、そういったところと協議しながら、今後の方向性につきましてはいろいろ検討させていただきたいというふうに思っております。

○井手順雄副委員長　私が思うに、こがんで20億というのは大きなお金なんですね、見た感じ。見た感じって、見ても大きいんですけども、しかし、もう回収ができないと、そして全部県が払わんでいいというようなことであれば、今課長がおっしゃるように、あらかた精査してこれを減らして、しかしながら、それを処理するならばするとして、今後の対応策とか、もうちょっと厳しくするだとか、もうちょっと借り入れるときに審査を——保証人を余計つけるとか、そういうやっぱりハードルを高くしてやっていかないと、公平性公平性と言うても、回収ができないなら不公平なんですよ。

やっぱりそこら辺のバランスもとりながらこの貸付制度というのは今からしていかなん事業でもあろうと思いますから、やっぱりそこら辺は、どういうことかな、回収ができるような体制をとりながら広く貸し付けるというのは難しいですけども、やっぱりそこら辺の精査をやっていきながら、あらかた不納欠損で一発そこら辺で落としていただいて、一から出直すというような形で、部長、いかがですか。

○島田商工観光労働部長 不納欠損につきましては、例えば営業をしているところは、これは極力営業指導もやりながら、できるだけ回収にも努めてもらう。ただ、既に廃業しているところは、県でも既に、例えば残っている資産を競売にかけるとか、それとか資産を差し押さえるとか、または専門のサービサーに頼んでできるだけ回収してもらおうとか、極力回収の努力はしているわけでございますけれども、ただ、もう会社が倒産して、事業者は亡くなって、あとそのお母さんとか、両親とか、連帯保証人が年金の中からはそばそ返しているというのものもあるわけでございます。そういう中で、若干なりともまだ回収ができていた分は、これは今やっているところでございますけれども、今副委員長の方から御指摘がございましたように、やはりそういう形ですとずっと続けていきますと、これはもう回収費用も大変かかるわけでございますので、いろんな観点から、今おっしゃいました不納欠損についても、これは十分検討していきたいと思っております。

○井手順雄副委員長 お願いします。

○氷室雄一郎委員 今ありましたこの監査の結果報告のところ、一部の延滞債権の回収業務を民間の債権回収業者へ委託するという、委託して頑張っておられるということなんですが、この費用みたいなものはどれくらいかかるとるんですか。

○藤好経営金融課長 18年度、19年度の2カ年にわたりまして、サービサー、債権回収専門会社の方に委託をしまして、貸し付け先の2組合ほどを対象といたしまして委託をした実績がございます。18年度の委託費が約120万、それから、19年度が170万ほどというような中で委託をしております。

そういった中で、いろいろサービサーが回っていただく中で、いろんな債権のいろんな情報等も踏まえまして、そこから債権差し押さえに結びつけたというふうな実績につながっております。

○氷室雄一郎委員 この一部の延滞債権ということは、取れそうどころという意味なんですか。あとはもうあきらめたということなんですか。

○藤好経営金融課長 委託をして、回収がある程度見込めるところ、また、専門的な知識でいろんな——延滞しているところの役員あたりが報酬等を受けている面もありましたので、そういったところの情報等も含めれば——実際報酬等を差し押さえもしましたけれども、そういったことができる可能性のあるところを2組合ほど選んだというわけでございます。あとにつきましては、頼んでもなかなかそういった大幅にふえるというようなこともちょっと見込めないというふうなところもございまして、職員がそこら辺はきめ細かく回っておりますので、そういった中で、残りの組合については継続してやっていくというような方向で、2組合ほどしたものでございます。

20年度につきましては、サービサーの委託はちょっと見合わせております。といいますのは、2組合しましたけれども、大体委託しました効果といいますか、そういった目的は大体達せられたかなど。あとは職員が継続して回ればいいかなというふうな状況になりましたので、20年度については職員のみでやっておるところでございます。

○氷室雄一郎委員 先ほど聞いたのは、たった2名ですけれども、2名しかおらぬということで、2名でこれだけの莫大な負債を何とかしようという、もともとそれはもうただ何

もしないということと同じじゃないかと受け取ったんですけれども、ここはもうあとは監査委員の方から……。

○早川英明委員長 今の件について、部長の不納欠損の見解について、この会計課の方と監査の方とそれぞれひとつコメントを。どうですか。まず、会計課の方から。

○藤本会計課長 会計課でございます。

不納欠損につきましては、それぞれ所管のところで、いわゆる債権放棄ということになりますので、法律の中で許される形になったときに知事まで、この不納欠損をやりたいというような伺いが回ってくるわけですが、その過程の中で、これは歳入に関しますことですので、会計管理者に合議という形で回ってきます。私の方で、その合議を受けた際、どうするかといいますと、今言いました債権放棄ということで、例えば時効が成立しているのかどうか、精いっぱいこれまで歳入確保のため、歳入徴収のためにどのような努力をされたのかと。これは、もうどうしても取れないなという判断で、当然それぞれ課の方はされていると思いますけれども、そこら辺をお聞きする中で、これはやむを得ないなということで了解をするという形になってまいります。

○早川英明委員長 たまたま氷室委員と私はこの19年度監査委員だったものですから、私たちが言うわけにいかぬけん、こちらの監査委員に。

○金田監査事務局長 監査委員事務局でございます。

今、会計といいますか、出納局の方からお話がありましたけれども、監査といたしましては、その歳入の減たるものについて、どのような行動をとっておられるのか、そし

て、最大限の努力をなされているのかという観点から見てまいります。それから、不納欠損等の手続等に瑕疵がないか、そういった事柄につきましても見させていただくこともございます。

ただ、減資としてこのような形がございましたときに、やはりその御判断といいますか、そのものにつきましての対応そのものが適切であるかないかということまで見させていただくということになっております。

それで、この件に関しましては、いわゆる収入未済額としてまだ最大限の努力をなさっておる途中であると、それに対して監査としましては、その段階では最大限の努力をなさっているかどうかということについての御意見を申し上げ、一部ではございますけれども、特別な手法を駆使して徴収を上げたというところでの監査、しかしながら、その数値が残っておりますので、指導事項という形で、指摘という形ではございませんで、指導という形で評価をさせていただいたところでございます。

○福島和敏委員 部長の概要説明の一番最後の方ですが、ここは多分企業立地課だと思いますけれども翌年度繰越額は新規の工業団地整備において用地交渉の難航に伴う造成工事がおくれていると、これはどこの話ですか。

○小野上企業立地課長 益城町のテクノリサーチパーク横に現在工事をやっております臨空テクノパークという、約25ヘクタールを平成17年度から実は事業着手しておりますけれども、用地交渉に約2年ぐらい実はかかりまして、予算計上をずっと毎年継続してやっていたのですが、工事がその年度に執行できずに翌年度に繰り越しているという状況でございます。

○福島和敏委員 私、これは現地を見せても

らったんだけど、一部何か難航している
というような部分があったんだけど、もうほ
とんど何か工事がどんどん進んでいましたよ
ね。

○小野上企業立地課長 用地交渉の途中経過
の中ではかなり難航していた経緯もございま
したけれども、それも解決いたしまして、
今、全筆県のものになっておりまして、既に
もう近々全部の工事が終了するような段階に
なっておりまして、先般、大日本スクリーン
製造株式会社というところと立地協定をさせ
ていただきまして、再来年の1月ぐらいから
はその企業が工事着工をするというふうな予
定になっております。

○福島和敏委員 私、これは実は一般質問に
取り上げて、現地を見たんですが、さっき上
田君も言ったとおり、城南とか白岩とかと比
べたら、実はあんまり土地の値段が変わらな
かったんですね。大分それは見たばかり、あ
の臨空テクノパークを見たら、城南や白岩は
売れませんよね、あの値段ならですよ。だか
ら、安過ぎると思ったんですよ、向こうに比
べて。さっき赤字の話が——30%値段を落と
したというから、あそこは幾らで売ったんで
すか。どのくらい城南とかと差があるんです
か。

○小野上企業立地課長 現地は、現況畑と山
林という形で25ヘクタール、それぞれ約80名
弱ぐらいの地権者の方と交渉いたしまして購
入させていただきました。それは、鑑定を、
当時の畑あるいは山林という地目の中での鑑
定を打ちながら価格を決めて買わせていた
きました。

それに約30億弱ぐらいの工事費をつぎ込ん
でおりますので、それと私どもの諸経費等が
ございますので、まだ確定測量が確定してお
りませんけれども、売り値といたしまして

は、大体坪単価で5万円から5万5,000円ぐ
らいになるのではないかなというふうに見込
んでおります。

○福島和敏委員 私の感じだけでも、言っ
ているのは、まあ5万5,000円ぐらいじゃな
いかなと思って言ったんだけど、城南も
白岩も5万円近かったよね。だから、あん
まり差がなさ過ぎるんじゃないかと。だから、
向こうで赤字になれば、もう少し高い値段で
売ってこれを穴埋めできないのかなと思っ
ていたんですよ。そうしたら、なかなか——5
万5,000円だったらあんまり変わらないか
ら、もうちょっと高く売ってようはなかか
と、そう思うんですけれども。

○小野上企業立地課長 鑑定評価の中では、
大体近隣価格等といたしますと、テクノリサ
ーチパークが若干高いですけども、あちら
はいろんなインフラ整備がされているとい
うことも加味して、坪単価は5万円台ではな
くて、もうちょっと高い価格でございますけ
れども、逆に城南、白岩の方が、先ほど申し
上げましたように、近隣価格からすると相当
高くなってきたという状況でございましたの
で、先般、財産審議会の方にも諮問させて
いただきまして、それをかなり安くさせてい
ただいたという状況でございます。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

○佐藤雅司委員 さっきから売れる話が出て
きておりますが、今度は売れない話でござ
います。

部長の概要説明の中に、阿蘇ソフトの村が
出てまいりました。阿蘇地域振興局の最大の
課題というふうに言われて本当に久しいわけ
ですけども、何年ぐらいになるんですか
ね。ここには、さらに努力するというふうな
話があっておりますが、当初の、いわゆる研

究開発型、自然環境のいいところで、いろんな頭脳を駆使していきながら新しい開発をしていくという、そうした企業を誘致しようという、こういう鳴り物入りで始まったところ、ところが、バブルがはじけてそのままになる。もう20年ぐらいになるんじゃないですかね。一昔10年ですから、二昔になってしまって、ここはどういうふうに展開していくんだろうかと。さらに努力をされるということでございますが、その見通しはいかがかということでございますが、どなたか。

○前田産業支援課長 ソフトの村につきましては、今佐藤委員からお話がありましたように、計画そのものは、昭和61年ごろのソフトウェア企業8社との進出協定を端緒としまして、平成2年ごろ用地買収に取りかかったわけですが、諸般、いろんな社会情勢、経済情勢の変化によりまして、今現在では26ヘクタール取得予定のうちの19ヘクタール取得という状況でございます。また、その取得の状態におきましても、完全な整形での取得というわけではございませんでして、虫食い状態がありながらの19ヘクタール取得というところになっております。

当初は、ソフトウェア企業のオフィスをそこに誘致するというので計画を策定いたしまして誘致をやっておったわけですが、なかなか誘致が進みませんでして、途中で、平成13年ごろ、オフィスに限らず、保養所でありますとか研修所でありますとか、そういったところも対象を広めて誘致に努めてきたわけですが、残念ながらそれも成果が出ていないところでございます。

昨年は、高森町とも協議をいたしまして、追加買収ができるようなところを内々で調査をいたしまして、ある一定の整形部分をつかって部分的な売り出しを図っていかうということで、東京の企業に対しまして現地案内をしまして誘致を図りましたが、残念ながら、

結果としましては決定には至っていないという状況でございます。

今後も、そういった形での部分的な売却も含めて誘致を行いますとともに、地元町とか、それから地権者の方々といたるところと、多角的な利活用方法について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤雅司委員 地権者の皆さん方も、やっぱりそういう企業が来るということで、非常に期待をしながら県の方をお願いしていったという経緯ですが、相当地元の方も——まあ、私は選挙区じゃありませんけれども、なくなってしまったんですが、やっぱり心配しております。そして、県行政に対して、そうした努力を怠っているんじゃないかという話さえあって、戻せと、元に戻してくれという話もちらほらあっているような話が聞こえてきます。

なかなか昨今の経済情勢からは厳しいことは重々わかっておりますが、その可能性をいつまでも長く引っ張るということはいかななものかという感じはします。ある程度、林地も含めてというふうに書いてありますが、その辺もいろんな形で、一年一年ふえた後になるんじゃないかと、もうちょっと見通しがあるならばそれで頑張っていく、ないならばある程度切っていく、切っていくといえますか、地元の説明していくということもしていかないと、やはり県の姿勢というの私もは問われかねないというふうに思いますので、これから先は要望で結構でございますが、ぜひともそういう方向で地元の方にも説明をしてもらいたいと思っております。

以上です。

○池田和貴委員 これはどこになつとかな。今、ちょっと佐藤先生の方にも関連してなんですが、先ほど収入のところ、天草のリゾートのゴルフ用地の件ですね。これはなかつ

たかな。あれは地域振興部か。済みません、委員長、これは地域振興部だった。

○小野上企業立地課長 企業立地でやっております。

○池田和貴委員 企業立地課になったんですか。じゃあ、質問を続けます。

私も質問を何度もさせていただいて、今佐藤先生の話聞きながら思ったんですが、結局、あそこもゴルフ場を開発しようということで、当初はやはり、まあ県が率先してやったとは言いませんが、県がある意味——フィフティーフィフティーですたいね。地元市町村と県は、あのとき一緒にやろうということで、県も、細川知事の時代に非常にやっていただいたということがあるんだろうと思います。

ただ、結局、あそこも塩漬けのままになってしまって、今、合併した天草市は、無利子で貸していただいたお金があって、これはありがたいんですが、今それを毎年返していくわけですね。その収入がここに上がってきていると。よもや思っていらっしゃらないでしょうけれども、もう資金回収のめどはついたけれど、これはもうそのままよかもんねと思っとらっさんですよ。

○小野上企業立地課長 天草のリゾート構想の中で生まれた大きなプロジェクトでございましたけれども、今池田委員御指摘のような、現在ああいう形になっておまして、私も非常に——一時ワイン工場が来るような話がポシャったりとか、幾多の紆余曲折を経ながら現在に至っているわけでございますけれども、やはり企業誘致という観点からは、天草という地域を生かしたような、特に農工商連携みたいな形ができないかということで、幾つか企業誘致と地域づくりを組み合わせたような形でのものがないかというこ

とで、地元天草市と協議しながら、企業名はちょっと言えませんが、ある企業とも折衝もしているところでございます。

そこは、地元の穏やかな気候を生かした農林水産業なんかとも連携を保てるようなところもちょっと模索しながら、天草らしいものがないかということで、市の方とは課で定期的に協議を続けておりますし、県としても、ぜひ大きなプロジェクトをそこには実現させたいという気持ちを持っているところでございます。

○池田和貴委員 わかりました。ありがとうございました。

そういう話が進んでいるのであれば、ぜひ協力をしてやっていただきたいというふうに思っております。

そういう話を聞いてよかったですけども、逆にそういうのがあれば、たまにはそういう話をしていただけませんか。誤解して私も別のところで変なことを言ってしまうと逆にマイナスになりますので、そういう話があったときには、まあそのタイミングがあるかと思いますが、そういうことをやっていますということを、私も気をつけときますので、そちらからもよろしくお願ひしたいと思います。

委員長、また続けてよろしいですか。

○早川英明委員長 はい、どうぞ。

○池田和貴委員 また、済みません、企業立地課にお尋ねなんですけど、このところ急激に円高が進んでいますよね。株安もあって、それは企業立地の現場からして、今まで話をされていた企業の動向が変わったとか、そういうところはなかですか。

○小野上企業立地課長 年間、たくさんの企業と折衝しておりますが、池田委員御指摘の

ように、ここに来てかなり景気は低迷しているというか、投資マインドがかなり極端に落ち込んでいるという状況もございまして、継続案件につきましても、具体化するところまでいっている案件も、少し先延べといえますか、そういう話が幾つかございます。ですから、御指摘のように、少しまた今まで、昨年、一昨年みたいな時間の経過というわけにはいかないんじゃないかというふうな気持ちは持っております。

○池田和貴委員 これは県がどうのこうのできる話じゃありませんけれども、やはりかなり影響が出てくるんだらうと思うんですね。それと、この企業立地の計画が少し後ろにずれ込んでしまうと、多分県でやっているものづくりフォレスト構想ですとか、そういうのにも影響が出てくるし、知事がマニフェストで掲げたこの工業出荷額、幾ら幾らというその数字にも多分影響してくるんだらうと思うんですね。なかなかその努力をどういう形ですればいいかというのはちょっとわかりませんが、この影響はかなり出てくるんじゃないかと心配していますので、できるだけの対処をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○早川英明委員長 ほかにございせんか。

○濱田大造委員 少し関連するんですけども、過去10年間で170社、平成10年から19年までということで、平成10年以前はどんな時代だったかということ、皆さんも御承知のとおり、円高の時代ですね。この10年間、円安にずっと触れてきたんだと思うんですけども、それで170社中半分の85社が半導体関連というふうにお聞きしているんですが、次が自動車関連と。

労働雇用総室にお聞きしたいんですが、熊本県で雇用情勢が悪化傾向にあるのかないの

か、それを県としてもいち早くちょっとつかんでおく必要があるんじゃないかなと考えるんですが、教えてください。

○長野労働雇用総室長 労働雇用総室でございます。

一応県の方でも雇用情勢については気をつけてはおるんですけども、全体的にそういう調査をするあれがありませんので、熊本労働局を通じて把握しておるところでございますけれども、新聞等でも御承知のとおり、有効求人倍率も昨年秋ぐらいから落ちてきておりますし、失業率も3年前ぐらいのレベルに高まってきているというような状況で、全国的な傾向ではありますけれども、熊本県におきましても雇用労働情勢は悪化してきておりますので、雇用対策につきましては、県単独ではなかなかできませんけれども、労働局あたりとも一緒になって、適宜適切な対応をとるようにはしていきたいというふうに考えてはおります。

○濱田大造委員 本当にもう半年前の情報というのがどんどん変わってくる時代ですので、もう行け行けどんどんで企業立地しても、全く不良債権になるというようなことも発生しかねない、先の読めない時代ですので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○山口ゆたか委員 今、私たちが現状を見させていただいた中で1つ、今現在されている中高年齢失業者等雇用促進費ということで事業をされておりますけれども、説明資料では45ページ最後の方ですね。このあたり、今後、今の皆さんの現状を見ると、かなり必要ではないかというふうに感じるころではありますけれども、このあたりの事業、予算も少のうございますし、この雇用の促進を受けられた方の人数もまだ少のうございますし、もうちょっとこのあたりの充実を図る必要が

あるのではないかというふうに思いますけれども、今後の考え方についてお聞かせ願えればと思います。

○長野労働雇用総室長 中高年齢失業者等雇用促進費ということで、金額が少ないんですけども……

○山口ゆたか委員 受講者も少ないですね。

○長野労働雇用総室長 はい。これにつきましては、基本的には障害者が職場適応できるように訓練する経費でございまして……

○山口ゆたか委員 障害者。

○長野労働雇用総室長 はい、そうです。全体的には、基本的には職業訓練費の方に入っております、43ページ、一般の方は、在職者の訓練とか委託訓練とか、こちらの方の経費でやっております、ここに、職場適応の関係は障害者に対する経費ということで、ちょっと失業対策的な経費でございますけれども、別途計上してあるという状況でございます。

○山口ゆたか委員 ちょっと待ってください。実は、主要な施策の成果を見とって、これもそのような形で書いてあるんですよね。ちょっと何か障害者なんですか、これは。これは障害者ですけども、これは失業……障害者なんですか。

○長野労働雇用総室長 今、主要な施策の成果、何ページでございましてか。

○山口ゆたか委員 これは111ページです。

○長野労働雇用総室長 これの中高年齢早期再就職支援事業のところでございますね。

○山口ゆたか委員 これは早期ですか。済みません、事業名がちょっと違うですね。勘違いしました。もう一回、済みません、よろしいですか。やり直しさせてください。

○早川英明委員長 はい。

○山口ゆたか委員 今、現状を見てみると、やっぱり再就職に関して、スキルのなさから、自信のなさから、皆さん1歩目を踏まれないところはかなりあるのかなと思ひまして、また、その再就職支援について充実を図る必要があるのじゃないかというふうにちょっと感じるところが現状としてあるわけなんですけれども、今後こういった事業を拡充されるとか、その必要性が私はあると思うんですけれども、今労働雇用総室の方ではどう感じておられるのかなというふうに説明を願いたいと思います。

○長野労働雇用総室長 若い方で、就職したくてもなかなか面接に行っても採用されないということで、それが繰り返されますと、なかなか自分に自信が持てなくなりまして、なかなか職場探しにも一歩が踏み出せないというような状況になる方が出てまいっております。そういった方は、フリーターの中にもニートと言われる人の中にもかなりございまして、そういった方に対しましては、現在、県が直接はやっておりませんが、国の方から、健軍の商店街の方にNPO法人のおさあというのがございまして、そこのところが若者サポートステーションというところをつくっております、そこで、そういった人たちにまず面談して、職場体験あたりをさせて、もう一歩踏み出せるような指導をしてくという事業をやっていただいております。そこを県としてもサポートしてございまして、そういった事業を今後また充実

強化していきたいというふうには考えております。

○山口ゆたか委員 質問がわかりづらく、本当に済みません。

ただ、若者と言われましたけれども、私は中高年のことをちょっと聞いておまして、そのあたりちょっともう一回よかったらと。

そのあたりの中高年に対しての充実を図る必要があるのではないかとちょっと感じるところがありまして、再就職の支援事業を今後どのようにしていこうと思っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○長野労働雇用総室長 中高年の方につきまして、離職された方につきましては、県の方でも、また県のポリテクセンターの方でも離職者訓練というのをやっております。それに基づきまして再就職に結びつけるというような事業がございますけれども、そういう事業につきまして、さらに引き続きそのあたりを充実させていきたいというふうに考えております。

○山口ゆたか委員 済みません、もう1つお願いします。

障害者能力開発事業についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

実は、また主要な施策の成果に関して、113ページになるんですけれども、施設内の訓練と委託の訓練ということで行われておりますけれども、定員及び訓練期間ということで、16人と書いてあるんですけれども、修了者が7人、実際申し込みがあって訓練を受けられた方は何人だったのかなというふうになんかちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○長野労働雇用総室長 先ほどの施設訓練というのは、熊本の訓練校の方でやっております事業でございまして、期間として1年のコ

ースと半年のコースがございます。それで、定員はそれぞれ合わせて16名でございますけれども、19年度につきましては、応募者が21名に対して入校者が15名でございました。

○山口ゆたか委員 15名のうち7名が修了をされたということですか。

○長野労働雇用総室長 15名のうち7名が修了されましたけれども、8名が中途退学をされています。これにつきましては、8名のうち6名の方が途中で就職ができたということでやめられたということでございます。

○山口ゆたか委員 ということは、就職者は4名、修了者は7名ですね。修了者のうち4名しか就職できなかったということですか。

○長野労働雇用総室長 修了者は7名のうち4名が就職者でございましたけれども、途中まで訓練を受けた方が初めおられましたけれども、そのうち6名の方も、そういう訓練を受ける途中で、そういった過程の中で就職が決まったということございまして、トータルしますと、入校者の15名のうち10名の方は就職ができたということでございます。

○山口ゆたか委員 委託訓練の方はどうなんですか。定員は103名で修了者が64名。じゃあ、その訓練を受けられた方は何名だったのか、ちょっと教えていただければ。

○長野労働雇用総室長 委託訓練につきましては、コースが安定所単位で幾つかございまして、トータル大体20ぐらいの地域で実施しております。トータルの定員が103名で、入校者が大体71名ございました。場所によっては、定員がありましたけれども、オーバーがなくて、入られないというところもございま

して、71名が入校者。そのうち修了者が64名ございまして、その修了者のうち15名の方が就職されたということでございます。こちらの方は若干就職率が悪くなっておる状況でございます。

○山口ゆたか委員 確かに障害の種類ということでこの障害者の能力開発事業を行われているんですけれども、実際、知的障害者の方を施設内訓練で、この身体障害者等を民間の教育委託機関というふうにはっきりと分けられているんですか。分けてはいないですね、たしか。

○長野労働雇用総室長 はっきりそういうふうに分けているわけではございませんけれども、知的障害者につきましては施設内訓練で対応しているというような状況でございます。

○長野労働雇用総室長 済みません、何度も申しわけございません。

施設外におきましても、知的で対応している部分もあるようでございます。

○山口ゆたか委員 障害の種類で、かなり何かちょっと——まあちょっと語弊というか、かなり考えないかぬ文章になっただので、はっきりと分けてあるのかなというふうにも感じたものですから。

しかし、確かに費用もかかっておりますし、ただ、社会参加とか社会貢献という中ではもっと重要な事業だろうなど。やっぱり人生を送る中で、社会貢献をしたいだろうと、それが自分の収益となっていけばいいんじゃないかという形が我々の国だと思いますので、費用がかかって確かに内容も厳しいというところも評価に出てくるかもしれませんけれども、そういった事業は、社会に対してこの国の気概を訴えるのには重要なことだろう

と思っておりますので、今後も充実をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○高野洋介委員 障害者の就職について、私もいろいろ調べたんですけども、確かに企業として、大企業は何人以上雇いなさいという基準があると思います。けれども、県独自でそういう調査ができないんですよ。労働局が確かに管理はされていますけれども、県が個別で、あの企業は何人雇っているけれども、何人足りないという把握ができないと思うんですよ。ですので、そういったところまで含めてちゃんとした情報を入れとかないと、対応できるものも対応できない点が多々出てきていると実際思うんですけれども、その点をもう一度労働雇用総室で考えていただきまして、それを労働局なり何なりに要望しながら、いろんな情報を集めていただきたいというふうに思っております。

というのは、私が、実際障害者の方がいらっやいまして、就職をしたいと言って、いろいろ探してもらえぬだろうかといったときに、情報が全く見つからないんですよ。ですので、そういったところも把握しながら、障害者の身になって考えているような、そういう施策も打ち出してやっていただきたいなという要望をさせていただいております。

以上です。

○佐藤雅司委員 この決算委員会を通じまして特に感じるのですが、この委員会もあります、国庫返納金というのがかなりのところで出てまいります。考えてみれば、やっぱり調定額という、調定をして、これはもう収入に値するというので決定をしているわけですね。その中で国庫返納、それはさまざまな事情があると。もちろん、当初予測できなかった不測の事態があつてなつたと、あるいは理解違い、見解の相違もあるかもしれませ

んけれども、ある意味、これは事務的には恥
と言うとちょっと言い過ぎかなと思いますが、もっともっとやっぱり精度の高い事務を
とっていかないと、国と県で金のやりとりを
単にするというようなことが仕事としてある
というのは、少しむだな仕事のような気がい
たします。そういったところについて、どなた
か、もし今見解がわかれば。わからなければ、
後で結構でございますから。

○宮尾商工政策課長 国庫返納金につきましては、御指摘のとおり、国庫補助事業の適正
な執行によりまして返納という事態は発生し
ないというのが当然の話でございますが、事
業によりましては、どうしても精算確定が翌
年度にずれ込んでしまって、国庫補助を返納
という事業の枠組みになるものもございま
す。

商工観光労働部について申し上げれば、過
去5年間ちょっと調べてみましたが、会計検
査院で指摘を受けて返納したというのは1件
でございます。あとは通常の精算確定、まあ
いろんな事情はございますが、例えば建物を
ちょっと早目に取り壊した関係で補助分を返
納したとか、そういったものはございます
が、私どもとしましては、委員の御指摘のと
おり、国庫補助事業の性質を十分見きわめま
して、非常に国庫補助事業の場合はいろんな
制約がございます。いろんな制約がございま
すので、そこにつきましては担当職員が、一
生懸命そういう返納ということにならないよ
うに、しっかり勉強しまして対応していくと
いうふうに考えております。

それともう1つ、商工観光労働部で考えら
れますのは、どうしても補助事業者が外部の
方が多うございます。国から補助金をもらっ
て県で執行するというのではなくて、県か
らさらに民間でありますとか財団に補助す
るという形のものでございますので、そうい
った場合につきましても、補助事業者に対し

て、しっかり補助金の趣旨等を説明してまい
って、適正な執行となるように努めてまいり
たいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤雅司委員 一たん取り込んだお金は出
さないというぐらいの強い意思でもってやっ
てもらいたいと思います。会計管理者の方も
何かありませんか、それについて。今の答弁
でいいですか。じゃあ、もう委員長、結構で
す。

○早川英明委員長 ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○早川英明委員長 それでは、なければ以上
をもちまして商工観光労働部の審査を終了し
たします。

次回の第8回となりますけれども、来月の
25日火曜日に10時から開会をし、最終の取り
まとめを行いたいというふうに思っております。
どうぞひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これをもちまして第7回の決算
特別委員会を閉会いたします。どうもありが
とうございました。

午後2時41分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

決算特別委員会委員長